

これまでの御指摘等を踏まえた検討事項について ～電力システム改革の検証～

2024年12月25日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 11月20日の小委においてお示した、これまでの御指摘等を踏まえた検討事項のうち、次回検討するとしていた「経過措置料金の在り方について」と、前回様々な御指摘をいただいた「内外無差別卸売の規律の在り方」について、御議論いただきたい。
- また、8月9日の小委においていただいた御意見も踏まえ、電力システム改革の進展等と電気料金の関係について整理を行ったので、経過措置料金の在り方についてとあわせて、御議論いただきたい。

- 1. 電力システム改革の進展等と電気料金の関係について**
2. 経過措置料金の在り方について
3. 内外無差別卸売の規律の在り方について

電力システム改革の進展等と電気料金の関係について

- 8月9日の小委において、改革の目的等に照らした現状の検証のまとめとしてお示した、電気料金の最大限の抑制・料金水準に関する検証のまとめについて、検証を深めるよう御指摘いただいたところ、国際的な電気料金の比較の深掘りや発電側の費用などのデータの整理等を行ったので、御議論いただきたい。

(参考) 改革の目的等に照らした現状の検証のまとめ

(出所) 第79回 電力・ガス基本政策小委員会
(2024年8月9日) 資料3から引用

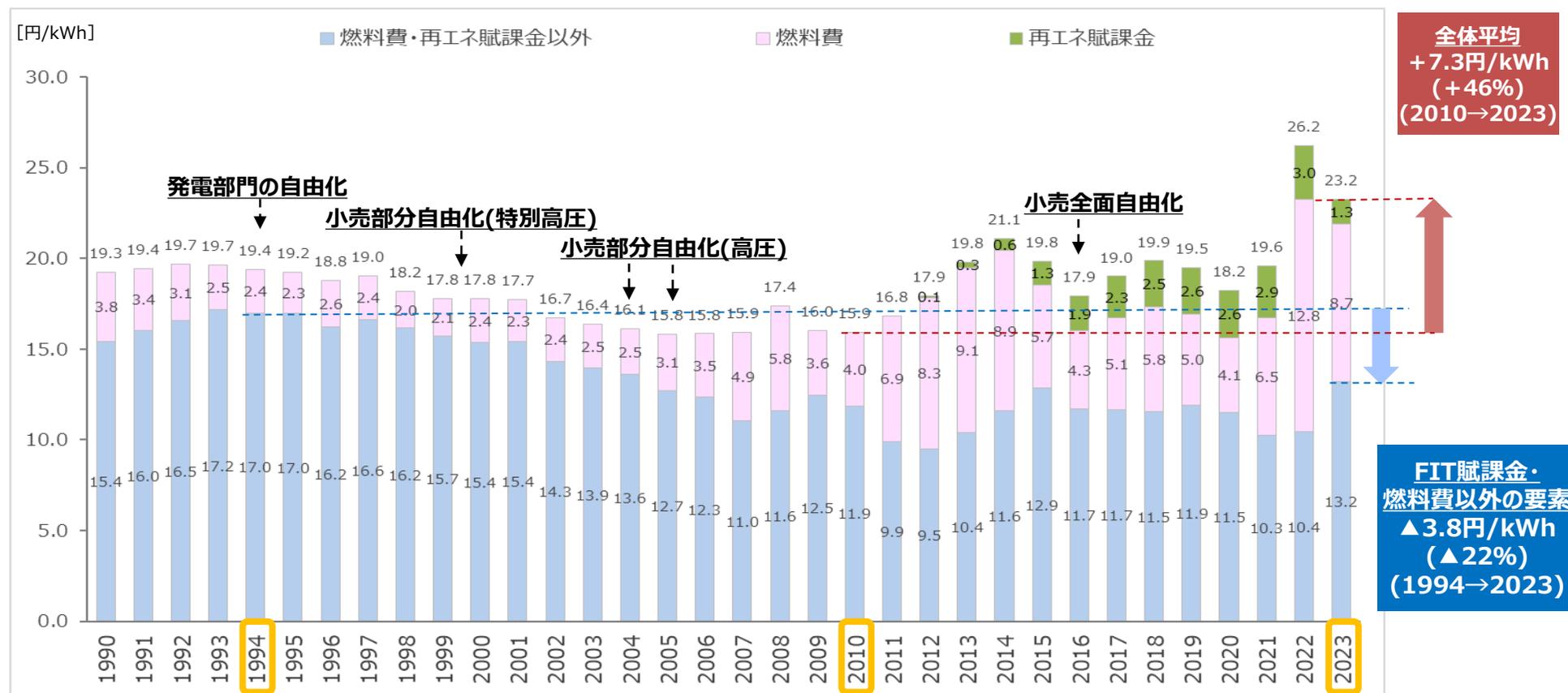
(2) 電気料金の最大限の抑制・料金水準

- ・ 全面自由化以降、競争が進む中、小売事業者は供給力をより安く調達すべく、卸電力取引所からの調達量を増やす動きが活発化。こうした動きが、2022年に国際的な燃料価格の高騰の影響が出るまで家庭向け自由料金を押し下げた。概ね経過措置規制料金よりも安価な水準。電気料金の抑制の効果があったと評価できるのではないかと。
- ・ 他方、火力発電が太宗を占める中、こうした動きは、燃料価格高騰により卸電力取引所の価格が高騰した際は、自由料金を中心に小売価格の水準を押し上げる方向へ作用。需要家への説明が必ずしも十分でなかった中、強い反発を招くとともに、小売事業者の経営状況の悪化から、需要家との小売契約の解除、事業からの撤退、託送料金の不払い等へとつながり、需要家に一定の負担や混乱を生じさせた。これらを受け、電気料金の激変緩和措置が実施された（これまでに3.7兆円を予算計上）。長期的な価格の安定性を確保する重要性が明らかになったのではないかと。

大手電力の電気料金平均単価の推移（1990年度以降）

- 家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は、第1次制度改革前(1994年度)に比べ、再エネ賦課金と燃料費を除いた要素を比較すると、2023年度は約▲22%低下。
- 東日本大震災以降、燃料費の増大と再エネ賦課金導入等によって、2010年度に比べて約+46%上昇。

大手電力10社における電気料金平均単価の推移（家庭用・産業用の全体平均）



※燃料費は、各社の有価証券報告書をもとに記載。実際の電気料金単価の内訳と必ずしも一致しない場合がある。

※上記単価は、消費税を含んでいない。

※端数処理により合計した場合などに数値が一致しない場合がある。

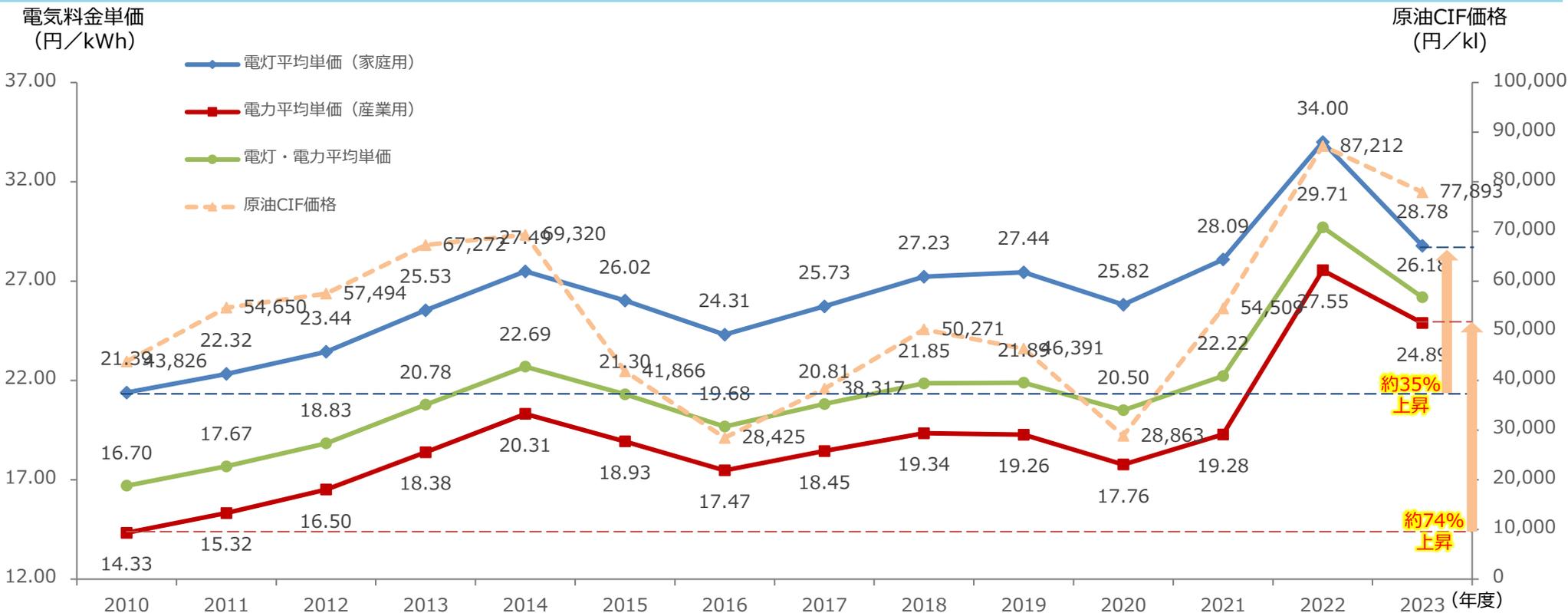
※2022年度、2023年度については、電気・ガス価格激変緩和対策の効果も含まれている。

(出所) 発受電月報、各電力会社決算資料等を基に作成

(令和6年12月25日時点)

電気料金平均単価の推移 (2010年度以降)

- 燃料輸入価格の低下に加え、2023年1月に開始した電気・ガス価格激変緩和対策事業の効果もあり、2023年度の電気料金の平均単価は前年に比べて低下。
- 震災前と比べると、2023年度の平均単価は、家庭向けは約35%上昇、産業向けは約74%上昇。



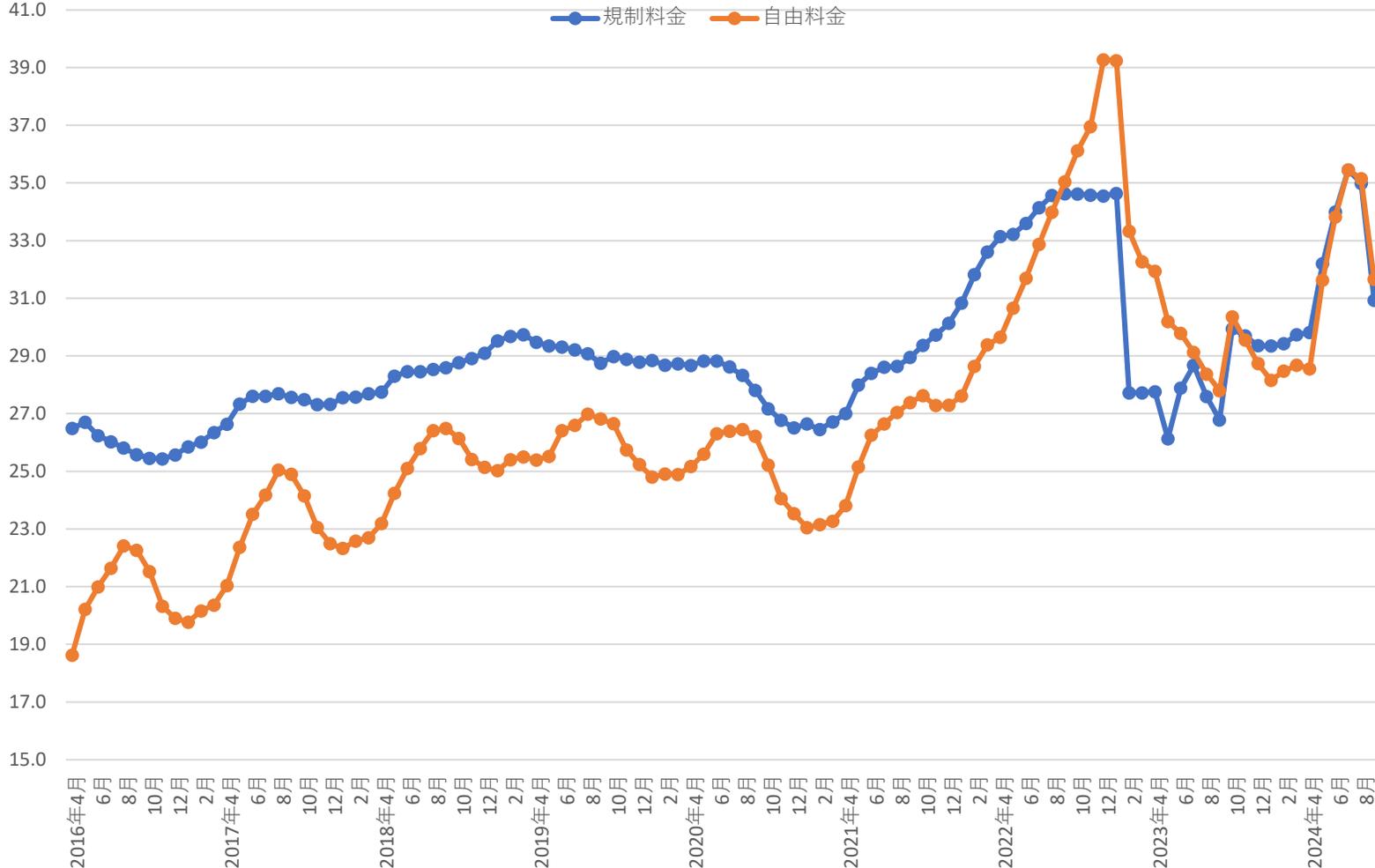
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
再エネ賦課金 (円/kWh)	-	-	0.22	0.35	0.75	1.58	2.25	2.64	2.9	2.95	2.98	3.36	3.45	1.40
原油CIF価格 (円/kl)	43,826	54,650	57,494	67,272	69,320	41,866	28,425	38,317	50,271	46,391	28,863	54,509	87,212	77,893
規制部門の料金改定	-	-	東京 ↗	北海道 ↗ 東北 ↗ 関西 ↗ 四国 ↗ 九州 ↗	中部 ↗	北海道 ↗ 関西 ↗	-	関西 ↘	関西 ↘	九州 ↘	-	-	-	北海道 ↗ 東北 ↗ 東京 ↗ 北陸 ↗ 中国 ↗ 四国 ↗ 沖縄 ↗

※消費税、再エネ賦課金を含む。※2022年度、2023年度については、電気・ガス価格激変緩和対策の効果も含まれている。(出所) 発受電月報、各電力会社決算資料、電力取引報等を基に作成

家庭用電気料金月別単価の推移

- 全面自由化以降、家庭用の電気料金の推移は以下のとおり。多くの期間において、**規制料金よりも自由料金の価格が低い状態**だったが、**2022年の燃料高騰時において逆転**が生じた。
- 2023年2月の値下がりには激変緩和負担軽減措置によるもの。

電気料金単価
(円/kWh)



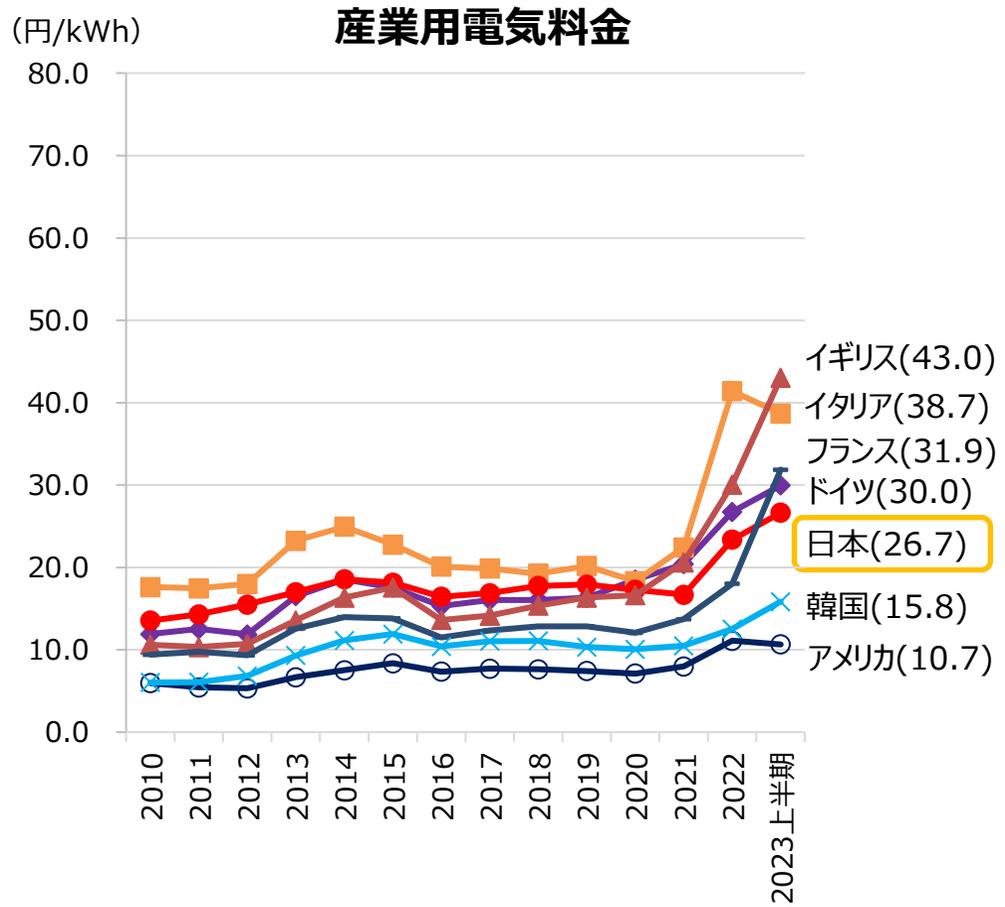
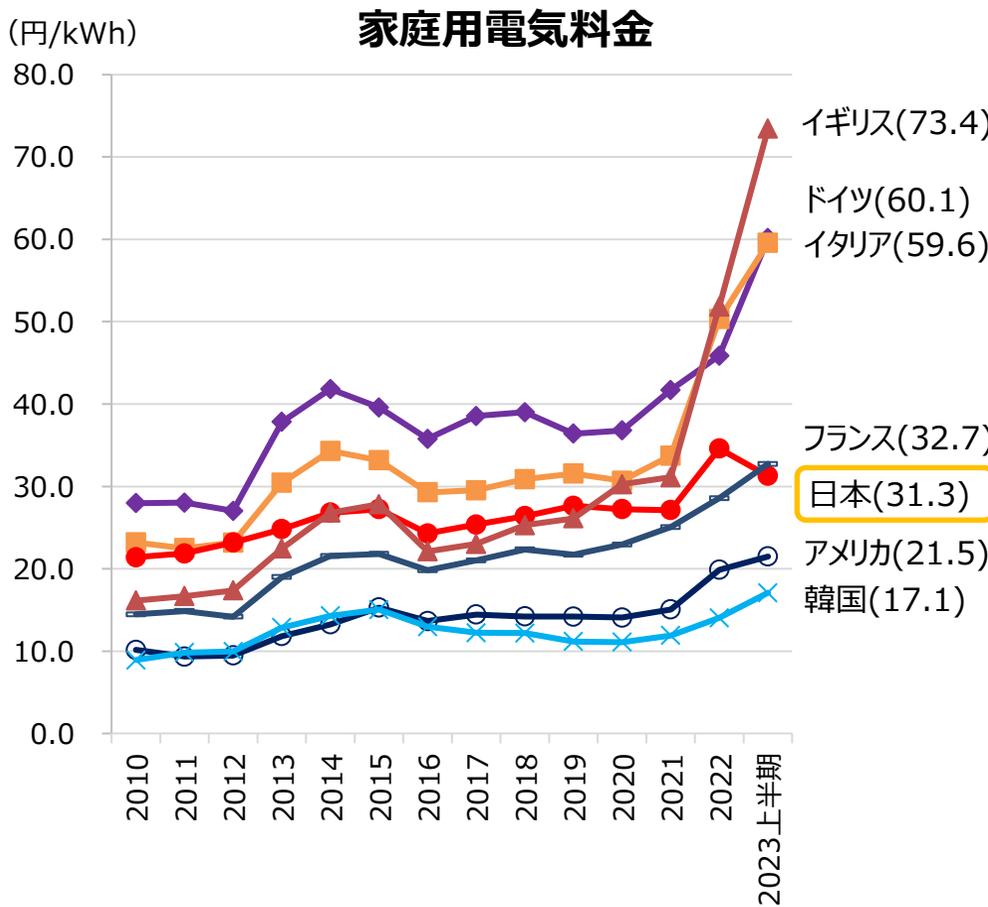
※消費税、再エネ賦課金を含む。
※電力取引報における低圧（電灯）の販売電力量、販売額より算出。
※電力取引報は事業者の報告の遅れ等により更新される場合がある。

(出所) 電力取引報等を基に作成

(令和6年12月25日時点)

電気料金の国際比較

●各国における料金の推移を、毎年の為替レートを考慮して円換算すると、下図のとおり。
※各国で算定方法にばらつきがあるほか、電気料金は同国内でも地域によって様々あるため、下記グラフはあくまで傾向を示すものであることに留意が必要。



※ドイツ、イタリア、日本、イギリス、フランス、アメリカ、韓国はIEA発表のデータを引用。再エネ賦課金等を含んだもの（諸元は国ごとに異なる）。数字は2023年上半期までの実績。
 ※単価算定方法：ドイツ＝家庭用は年間消費量2500～5000kWh、産業用は200万～2000万kWhの需要家の料金を消費量で加重平均算定したもの。イタリア＝需要水準別料金を消費量で加重平均して算定したもの。日本・イギリス・アメリカ・韓国＝総合単価を算定したもの。フランス＝需要水準別料金を消費量で加重平均して算定したもの。
 ※上記料金は、各国の算定方法で求められた単純単価を、出典の資料に掲載されている各年の円ドル為替レートで変換したもの。

2024年7月9日・8月9日の電ガ小委における本件に関する委員からの御指摘事項（1/2）

- ご説明いただきまして、ありがとうございます。私からは、まず41ページ目なんですけども、若干、どうかなの思ったのが、（2）の電気料金の最大限の抑制・料金の水準ということで、全面自由化以降、自由化料金が経過措置料金よりも下がっていて、電気料金の抑制の効果があつたと評価できるのではないかとお書きになられていますが、これは、もう少しやっぱり要因がどうなのかとか、そういうところは検証しないと、その前に幾つか、例えば28ページ目、33ページ目とか、ほかのスライドも含めて、価格は示していただいていますけども、そもそも実質価格でどうなのかとか、そういったこともありますし、この後の議論にもありますけども、国際的に遜色のない価格というところは非常に重要なポイントだというふうに思いますが、そういった面で、国際的な相対価格の変化がどうなってきたのかとか、もしくは長期的に、むしろ自由化前のLNGの調達、長期契約があつたがために、国際的な水準よりも抑制できていたという部分もあるかと思えますし、これは逆に言うと、自由化して、今後、さらに長期契約が減ってくるとすると、そういうところがむしろ上がる可能性もあるということだと思いますし、さらに申し上げますと、自由化の中で、設備投資等を後回しにして、老朽化をしていることによって、今の時点では安く見えているということもあるかもしれませんし、そのほか、本当にkWのコストとか、ΔkWのコストが、これまでのところ乗ってきていたのかということがあったり、様々な要因があると思いますので、単純にこれまでのデータの数値だけでこの結論を導き出すのは、ちょっと危険ではないかというふうに思います。さらに、ほかの方もおっしゃっていましたが、ここに来て、やっぱり電力事業者は非常に収益が悪化していて、全体の社会厚生を最大化になっていないというふうに思いますので、そこも含めた中で、本当に電気料金の低下ということが認められるのが、正しい形で認められるのかということには注意しないといけないかなと思って聞きました。そういう面では、全部に対等というわけではないですけども、相対価格といったようなところ、もしくは実質的な価格というのは、例えば慶應の野村先生なんかはリアルプライスバリュインデックスとかRUECとか、そういった指標で実質化を図るといったような指標も出されているかと思いますので、そういったものも踏まえながら、この価格が本当に妥当な低廉なものになっているのか、もしくは国際的に相対的に、しっかり低いものになっているのか、もしくはほどほど抑制されているのかということに関して、検証がもうちょっと必要ではないかと思いました。

（秋元委員）

2024年7月9日・8月9日の電ガ小委における本件に関する委員からの御指摘事項（2/2）

- まず今回、やはり電力システム改革の検証というのが前提にあるので、その検証自体はしっかりすべきではないかと思えます。今回の資料で十分かという、やはり料金の抑制効果、自由化の結果、料金の抑制効果があったというようなトーンで語られている部分は、本当にそうなんだろうか。秋元委員も、この点ご指摘だったと思うんですけども、私は、今回の資料から、そう評価するのは難しいのではないかと思いました。やはりもう少し研究者、専門家の手を借りて、しっかりとした分析をしていただきたいと思います。ここは確かに環境もたくさん変わっているので難しいとは思いますが、ここでしっかりした検証ができなくて、どのパラメータが動いて、どこが本当のリアルな効果なのかみたいなのがなくて、今後も目指すべき水準の設定ができないのではないかと思います。最後、P 68であった安定的な価格、国際的に遜色のない価格というのも、非常に定性的なものでしかないので、もう少し具体的に、やっぱり目指すべき方向を整理すべきではないかと思いました。（岩船委員）
- 今回、整理いただいた論点については、それぞれ妥当な内容であり、今後議論を深めていくべきだと考えます。ただ、検証という視点では、この改革の結果、電力システムが当初目指した成果が得られたか、また、外部環境が大きく変化する中で現在期待される機能をどの程度発揮できているのか、データを照らし合わせて分析し、整理した上で、結論を出すべきだと考えます。その上で、今回論点に沿って、特に強調したい点を3点、コメントさせていただきたいと思います。まず1点目は、目指すべき方向性についてです。特に経済性という面ですけれども、世界全体の傾向ですが、我が国もご多分に漏れず、データセンターの増加や電化の進展によって、電力需要は拡大する傾向にあります。この中で、DX・GXを進めることで日本の経済の成長を維持し、国民の生活を支えていくことが求められています。そのための基盤となるのが、クリーンな電力が、国際的に遜色のない価格で安定的に供給されることであると思います。我が国と同様、他国もイノベーションの創出や産業誘致を目指して、脱炭素技術を含めた戦略的な産業政策を展開しています。こうした環境の中で、日本の産業競争力の強化と経済成長に資する電力システムを実現するという観点を、目指すべき方向性に位置づけることが重要かと考えます。特に電力価格については、国内産業を今後も維持し得る水準を安定的にキープしていくことが必要不可欠だと考えます。（武田委員）

8月9日の本小委でいただいた御指摘を踏まえた、電気料金に関する検証について

- 8月9日の本小委員会において委員からいただいた、電気料金の最大限の抑制・料金の水準に関する御指摘を整理すると、以下の観点からの検証が必要ではないか。
 - ① 海外と比較して、相対的に、日本の電気料金の変化はどのように評価できるか
 - ② 自由化後における発電投資等と電気料金の関係はどのように考えられるか
 - ③ LNGの長期契約の影響はどのように考えられるか
- このため、研究機関や有識者がこれまでに公表しているデータも含めて、以下のデータについて追加で整理し、電気料金の傾向との比較を行った。
 - 国際的な電気料金の価格動向
 - エネルギーコスト、実質エネルギー価格、実質エネルギー価格水準指数（real PLI）の推移
 - 発電費用、減価償却費用の推移
 - 燃料長期契約の状況等

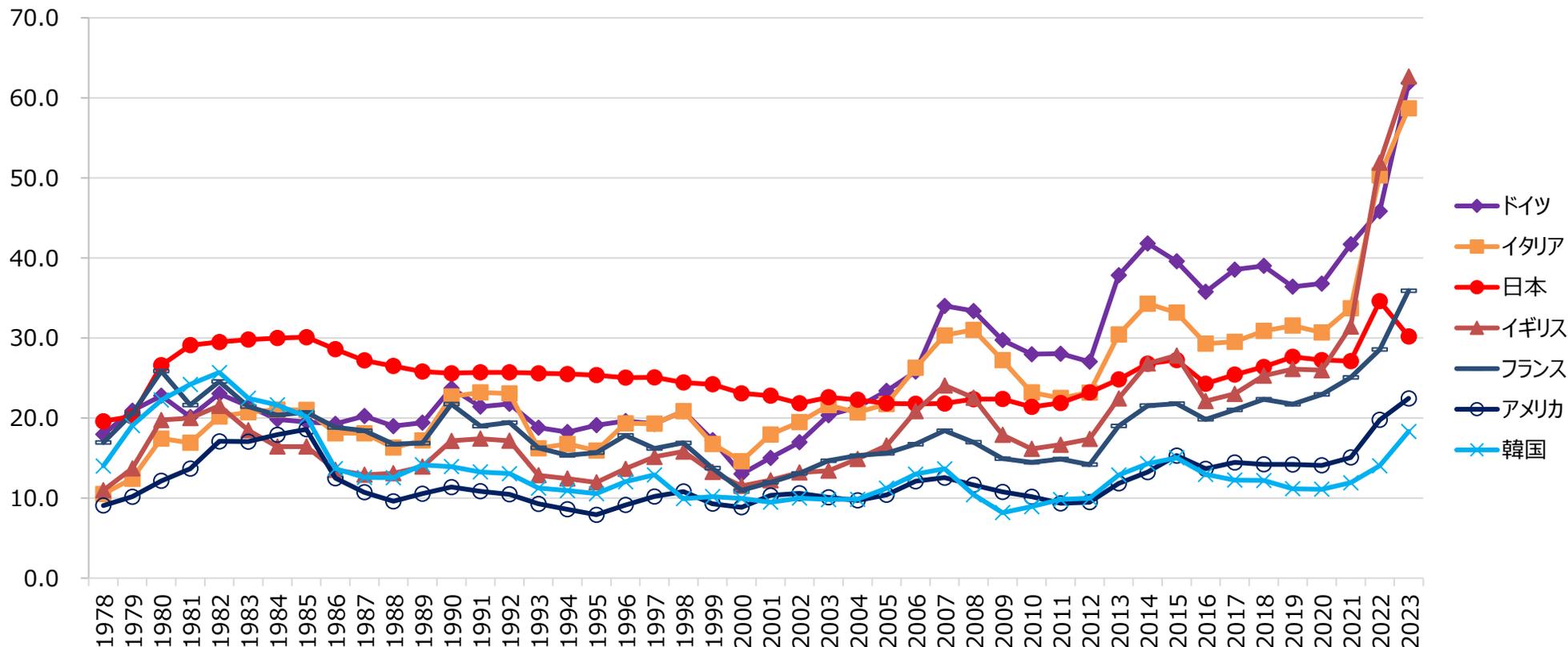
名目値による電気料金の国際比較（家庭用）

●各国における料金の推移を、毎年の為替レートを考慮して円換算すると、下図のとおり。

※各国で算定方法にばらつきがあるほか、電気料金は同国内でも地域によって様々あるため、下記グラフはあくまで傾向を示すものであることに留意が必要。

(円/kWh)

家庭用電気料金

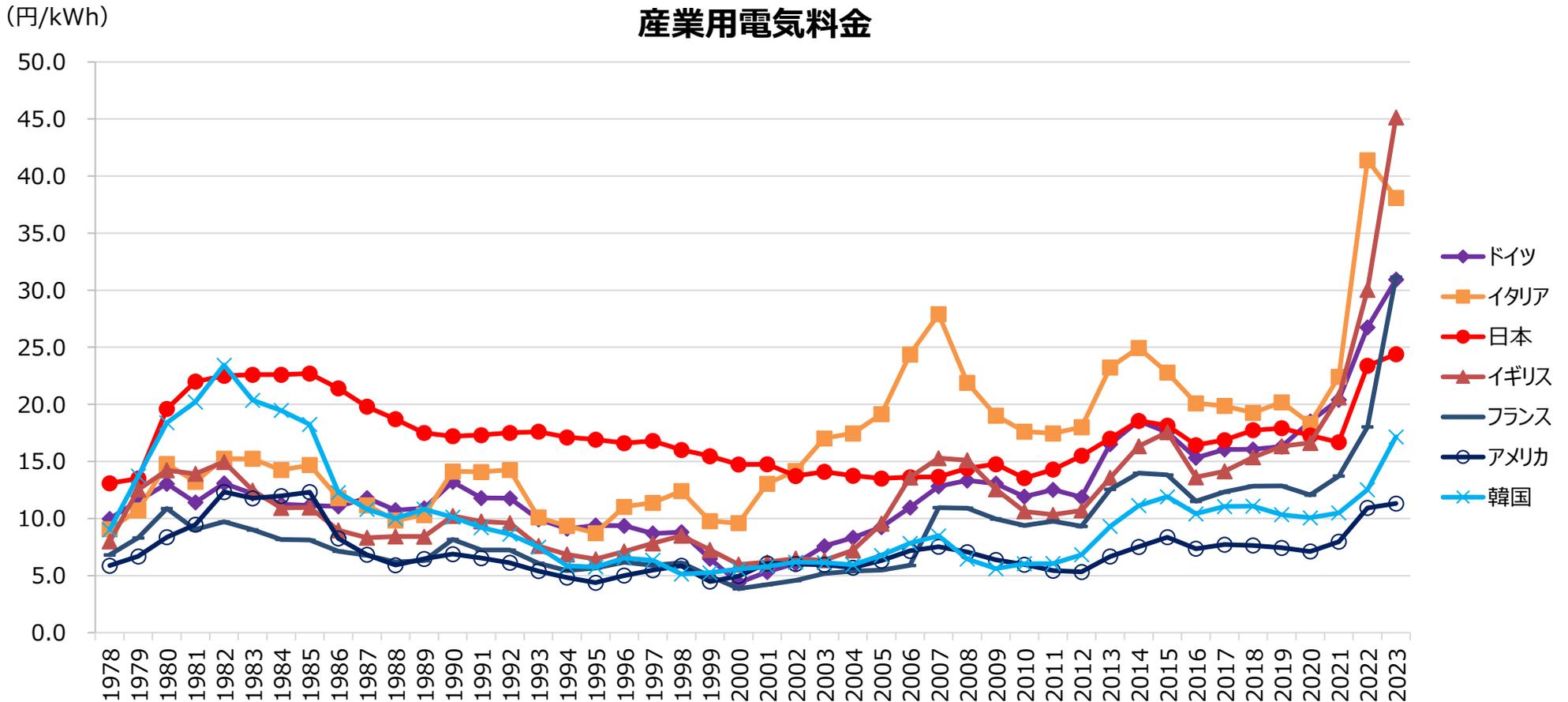


※ドイツ、イタリア、日本、イギリス、フランス、アメリカ、韓国はIEA発表のデータを引用。再エネ賦課金等を含んだもの（諸元は国ごとに異なる）。数字は2023年までの実績。
 ※単価算定方法：ドイツ＝家庭用は年間消費量2500～5000kWh、産業用は200万～2000万kWhの需要家の料金を消費量で加重平均算定したもの。イタリア＝需要水準別料金を消費量で加重平均して算定したもの。日本・イギリス・アメリカ・韓国＝総合単価を算定したもの。フランス＝需要水準別料金を消費量で加重平均して算定したもの。
 ※上記料金は、各国の算定方法で求められた単純単価を、出典の資料に掲載されている各年の円ドル為替レートで変換したもの。

名目値による電気料金の国際比較（産業用）

●各国における料金の推移を、毎年の為替レートを考慮して円換算すると、下図のとおり。

※各国で算定方法にばらつきがあるほか、電気料金は同国内でも地域によって様々あるため、下記グラフはあくまで傾向を示すものであることに留意が必要。

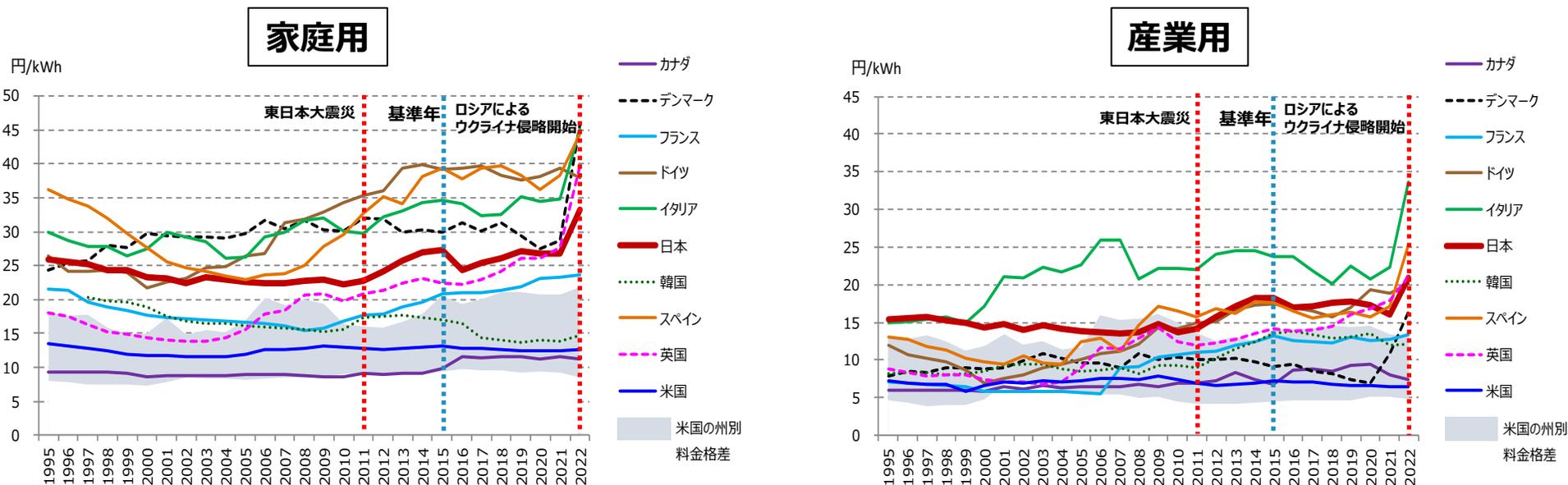


※ドイツ、イタリア、日本、イギリス、フランス、アメリカ、韓国はIEA発表のデータを引用。再エネ賦課金等を含んだもの（諸元は国ごとに異なる）。数字は2023年までの実績。
 ※単価算定方法：ドイツ＝家庭用は年間消費量2500～5000kWh、産業用は200万～2000万kWhの需要家の料金を消費量で加重平均算定したもの。イタリア＝需要水準別料金を消費量で加重平均して算定したもの。日本・イギリス・アメリカ・韓国＝総合単価を算定したもの。フランス＝需要水準別料金を消費量で加重平均して算定したもの。
 ※上記料金は、各国の算定方法で求められた単純単価を、出典の資料に掲載されている各年の円ドル為替レートで変換したもの。
 (出所) IEA Energy Prices and Taxes 等を基に資源エネルギー庁作成

実質値による電気料金の国際比較

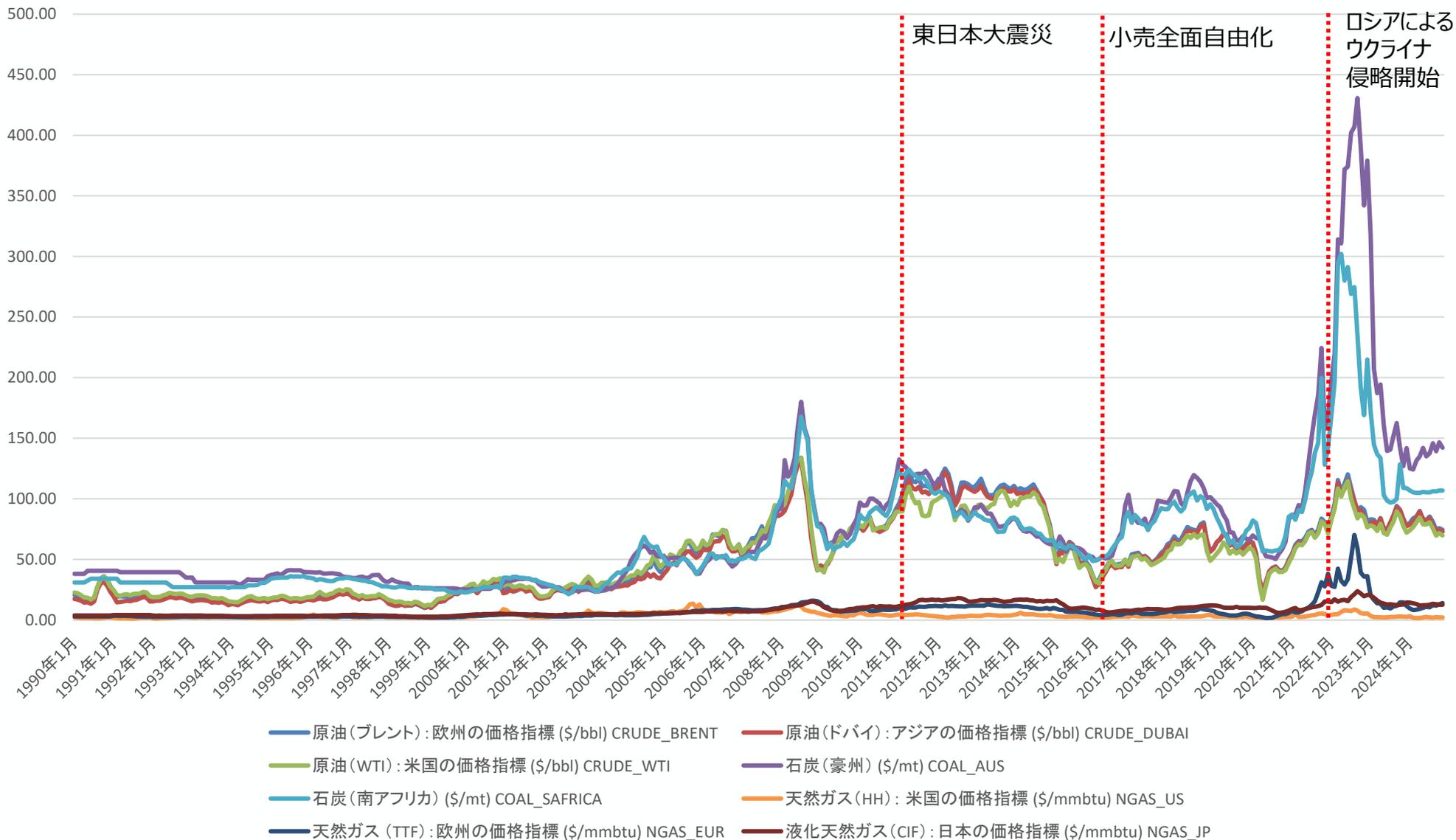
- 下記のグラフは、電気料金について、**物価や為替の変動による影響を控除し**、国際比較を行うため、名目の電気料金を基準年の消費者物価指数（CPI）に基づいて**実質化**し、全ての年について、2015年の**購買力平価**の値（※1）に基づき、各国の値を円換算したもの（電力中央研究所の提供資料）。
- **2000年～2010年の間**、燃料価格が上昇する中、英国、ドイツ、イタリア、スペインでは電気料金が上昇したのに対し、日本では低下しており、**電気料金が抑制**されていたといえるのではないかと。他方で、**2011年の震災後から**、2016年の**小売全面自由化以降も含めて**、**2022年の燃料価格高騰前までの間**においては、**日本の電気料金も上昇**しており、**震災以前にみられたほどの海外との違いは、明示的には確認できない**。
- こうした電気料金の推移の要因としては、**世界的な燃料価格の上昇**（次頁参照）のほか、**電源構成の変化**（次々頁参照）や**電力需要量の変化**が考えられるのではないかと。

電気料金の物価調整トレンド比較（資料は電力中央研究所提供）



※1 購買力平価：各国間の同一商品の価格の違いをもとに設定された交換レート。例えば、同じハンバーガーが日本で500円、米国で5ドルで売られている場合、500円と5ドルを等価と考え、換算レートを設定するイメージ。実際には、数千の多様な品目の価格を対象として計算されている。

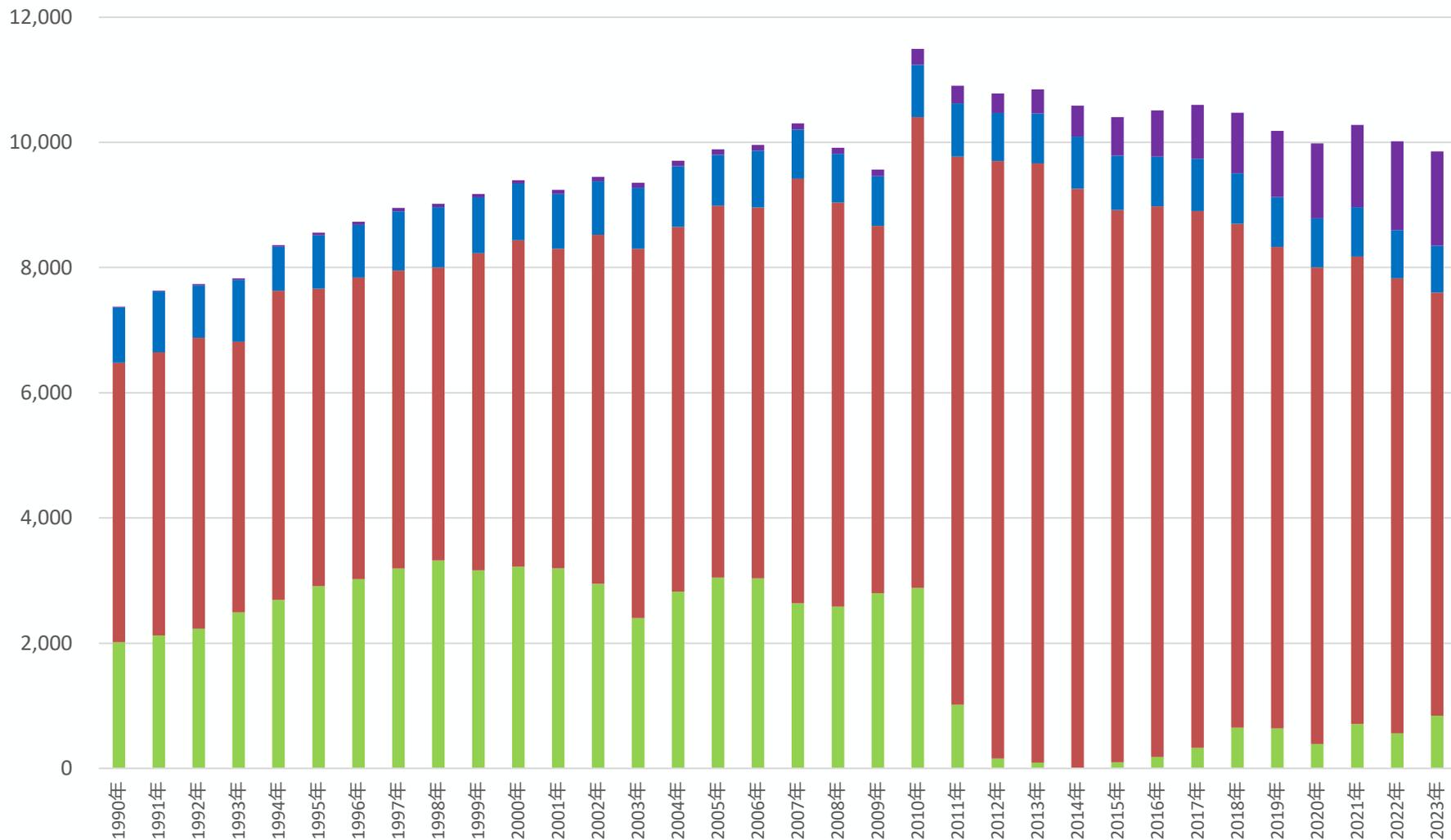
(参考) 原油、石炭、天然ガスの市場価格動向



(参考) 電源種ごとの発電電力量

(億kWh)

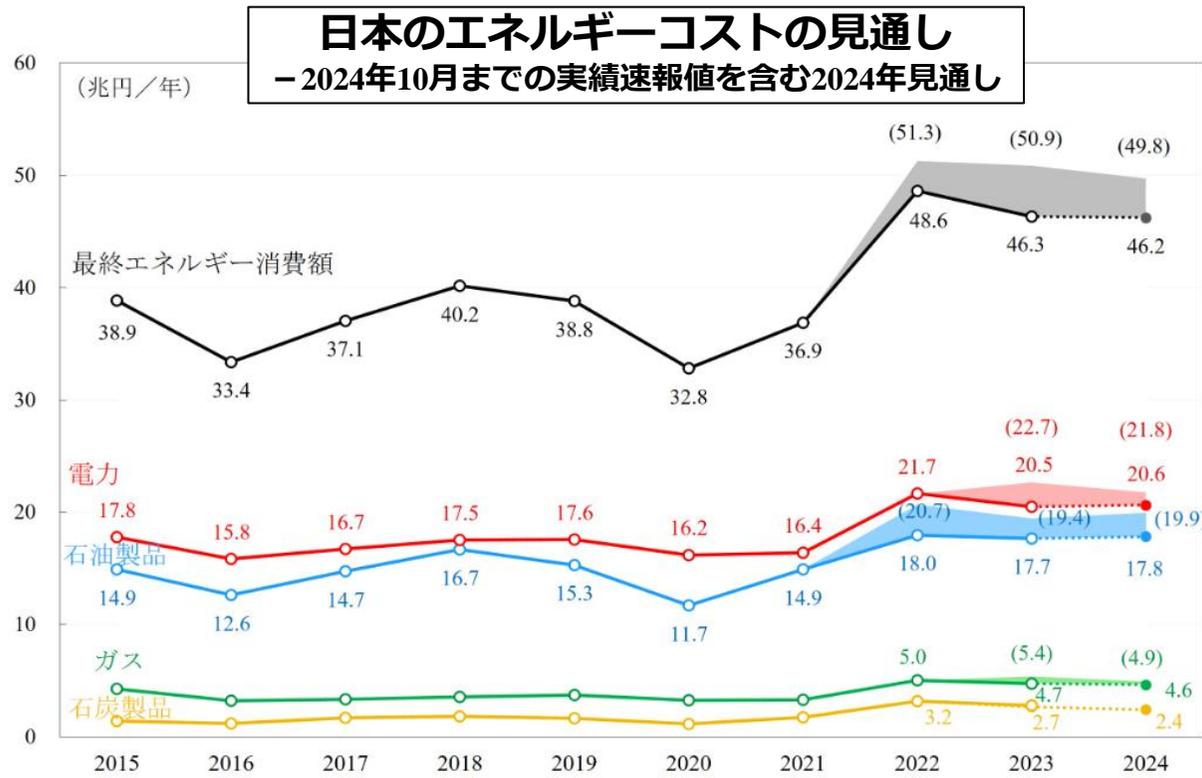
火力 水力 原子力 新工ネ等



※2009年度以前分は資源エネルギー庁「電源開発の概要」、「電力供給計画の概要」を基に作成、2010年度以降は「総合エネルギー統計」の「時系列表」を基に作成。

エネルギーコストと長期の年次実質エネルギー価格の状況について

- 経済全体の最終エネルギー消費額を集計した**エネルギーコスト**はコロナ前から大きく増加しており、**2024年はコロナ禍前（2019年）と比較して11兆円増**の見通し。これは**GDPの約2%の非常に大きなもの**。プロセスの途中でエネルギー転換される（中間消費される）エネルギーコストまで含めると、本年は15兆円以上もの増加の見通し。
- 生産の価格を高めること（アウトプットへの転嫁）ができなければ、**エネルギー価格の実質的な負担はより大きなものに**。**2024年の実質エネルギー価格**は、**第二次オイルショック後（1982年）のピークを超えたまま**となる見通し。
- 燃料価格やその他の影響があり、**自由化による抑制効果を評価するためにはより詳細な分析が必要**。

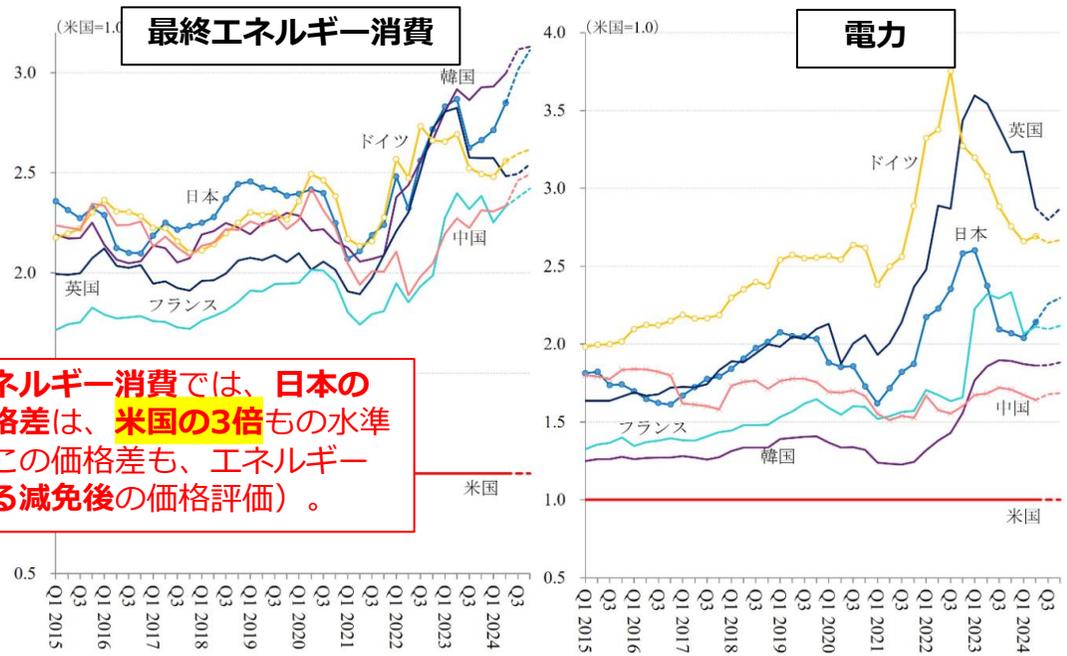


Real PLI（実質エネルギー価格水準指数）の比較

- Real PLI(※)は、実質的なエネルギー価格負担としての国際的な格差を示す指標。
- 最終エネルギー消費のReal PLIについて、資源自給率の低い韓国や日本が高く、燃料輸入価格が高くなった2021年以降、急激に高くなっており、日本では米国の3倍の水準に達している。
- 電力のReal PLIについて、2015年以降を見るとドイツとイギリスの上昇率が高い。日本は、ドイツやイギリスと比べると上昇率は高くないが、2022年には米国の2.4倍程度まで上昇。

※Real PLI（実質エネルギー価格水準指数）は、各国が直面する総合的なエネルギーの名目価格差（Price Level Index：PLI）とともに、各国における生産（GDP）のPLIを考慮した実質的な価格差の計数であり、為替レートの変動からは独立に、安定的な国際格差を把握できる。

日独米中の最終エネルギー消費のReal PLI
 - 2015Q1-2024Q2の実績速報値、2024Q4までの予測値
 (エネルギー消費における総合的な実質価格の国際格差を評価する)

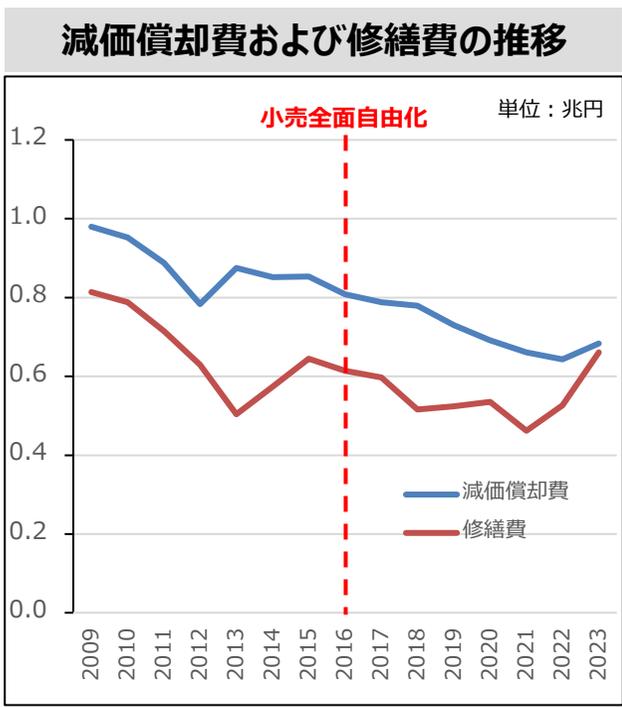
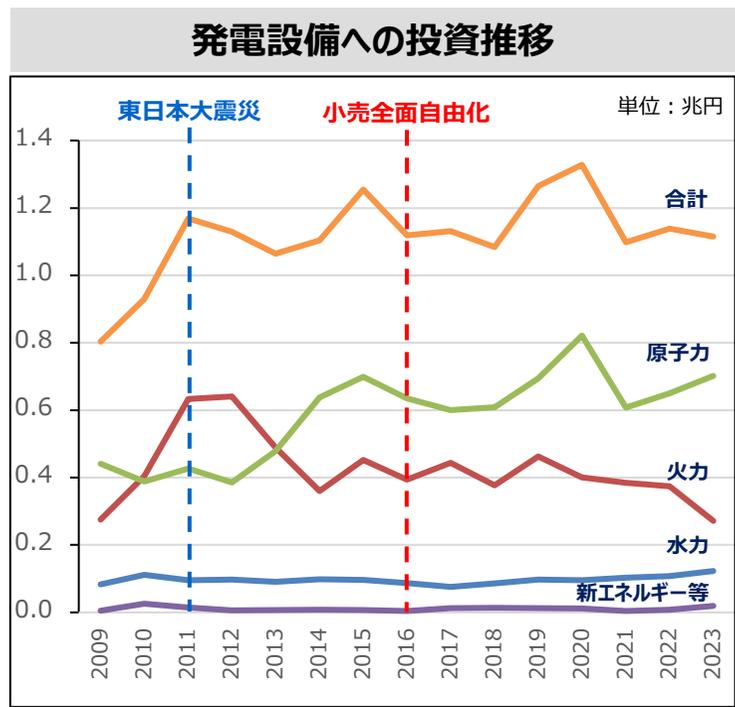
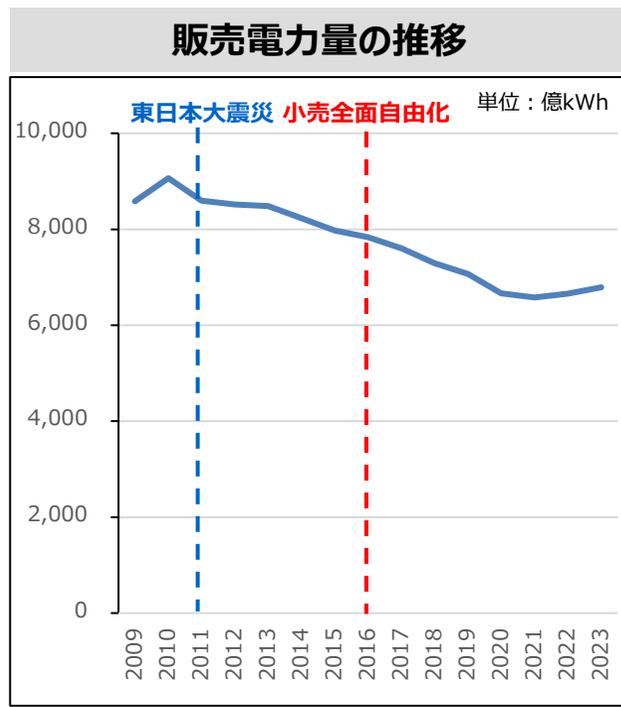


総合的なエネルギー消費では、日本の実質的な価格差は、米国の3倍もの水準へ（ただしこの価格差も、エネルギー補助金による減免後の価格評価）。

電力では、独英の高騰が突出。日本の実質的な価格差は本年後半には米国の2.4倍ほどの水準見通し。かつての1.7倍から大きく上昇。

発電設備への投資の推移等①

- **大手電力会社の発電設備への投資**は、東日本大震災以降、販売電力量は減少傾向にあるものの、**原子力安全対策工事の増加**、及び**火力発電設備への投資**が一定水準で実施されたことにより、**1兆円を超える水準で推移**している。
- 発電設備に関連する費用において、減価償却費は、
 - ・**原子力への安全対策投資は増加しているが、稼働までの間にタイムラグがあり増加していない。**
 - ・**火力は2011-2012年に集中して発電設備への投資がなされ、定率法による償却(注)が実施されたことにより2013年以降減少傾向にある。** (注) 2019年以降大手電力会社は減価償却方法を定率法から定額法へ変更
- 修繕費は、**工事コストの増加等により2021年度以降は増加傾向**にある。



※旧一般電気事業者10社及び一般送配電事業者の合計

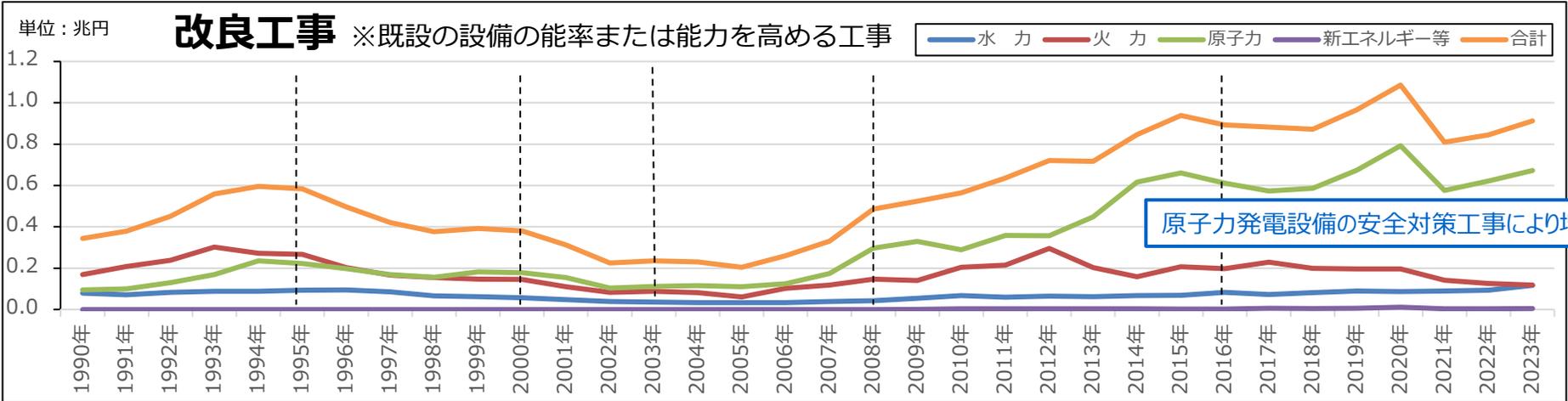
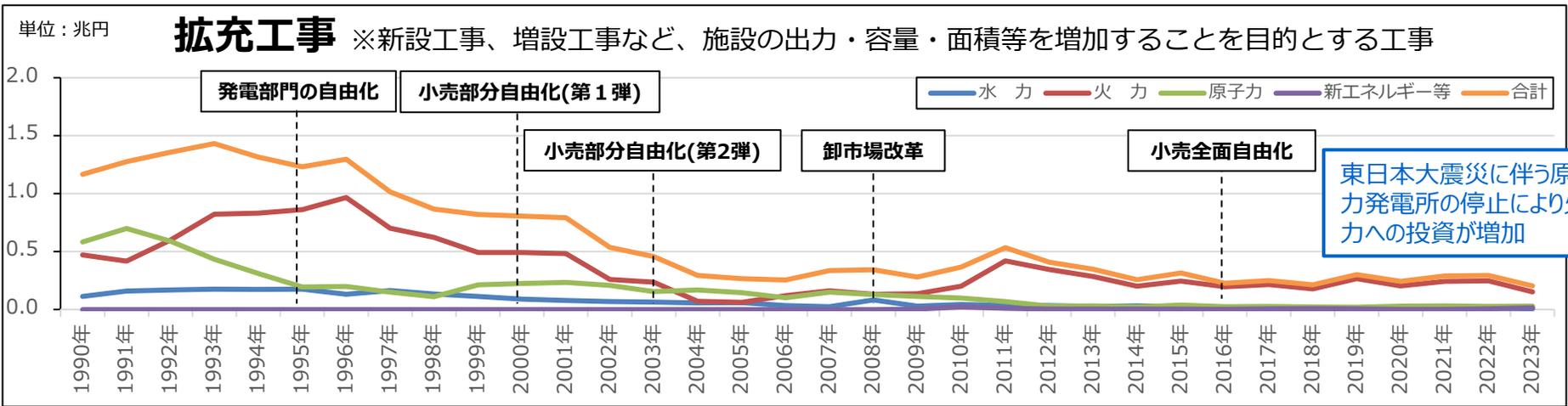
※当該投資額は、資本的支出のみを対象とし、修繕費は含まない
 ※旧一般電気事業者10社及びJERA・日本原電の合計

※旧一般電気事業者10社及びJERAの発電部門の費用を合計

(出所) 発電月報、設備資金報、会計期報及び各社公表資料等より作成

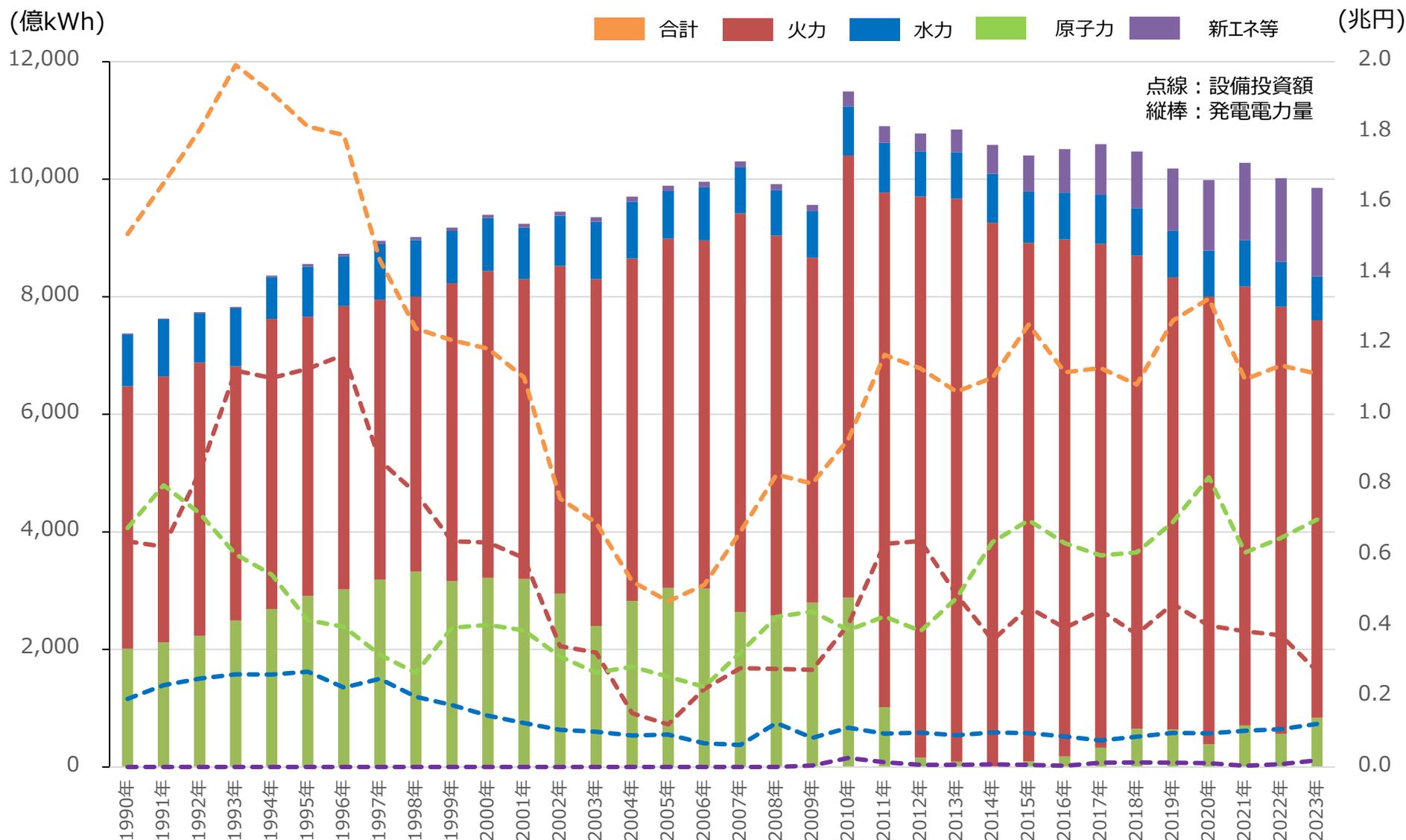
発電設備への投資の推移等②

- 発電設備の出力・容量等を増加させる拡充工事は、1990年代前半がピークであり、東日本大震災により2011年で火力への投資が増加しているものの、2003年以降は一定の水準を維持している。
- 一方、改良工事は、2000年代後半以降、主に原子力の安全対策投資の増加に伴い増加している。
- 上記傾向と小売全面自由化の時期との関連は見られない。
- なお、発電量は、2010年にかけて増加傾向にあったが、2010年をピークに減少している（次頁参照）。



(出所) 設備資金報及び各社へのヒアリング結果より作成

(参考) 電源種ごとの設備投資額と発電電力量の比較



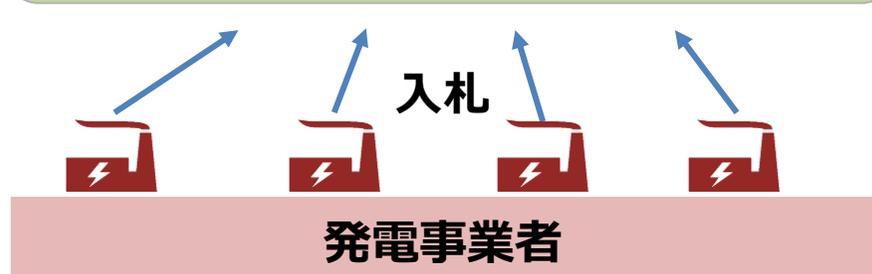
※設備投資額は旧一般電気事業者10社及びJERA・日本原電の合計を基に作成、発電電力量は2009年度以前分は資源エネルギー庁「電源開発の概要」、「電力供給計画の概要」を基に作成、2010年度以降は「総合エネルギー統計」の「時系列表」を基に作成。

(参考) 容量市場の仕組み

- 電力広域的運営推進機関は、実需給年度の4年前に容量市場のオークションを開催し、**発電事業者等から全国で必要な供給力を募集**。オークションに応札があった電源等のうち、金額が安いものから順に落札され、約定価格が決定。
- 発電事業者等は、容量確保契約で定められた義務を履行することで、**約定価格に応じて決められた「容量確保契約金」を受け取る**。その原資は、**小売電気事業者や一般送配電事業者等が支払う「容量拠出金」**によって賄われる。

オークションの開催

電力広域的運営推進機関
入札価格の安い電源から落札
(シングルプライスオークション)



供給力の必要量を調達

従来一体で取引されていた電力の価値のうち、kW価値を取引

○容量市場 → 将来の供給力(kW価値)

○卸売市場 → 電力量 (kWh価値)

4年後

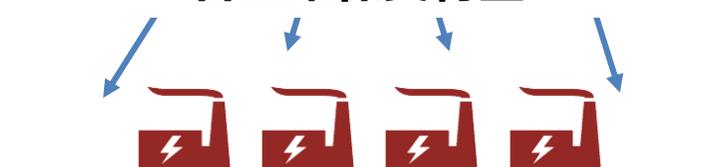
容量に対する支払い

小売電気事業者
電源を確保するための費用を支払い

容量拠出金



容量確保契約金



発電事業者
電力を供給可能な状態にしておく必要

(参考) 容量市場メインオークション結果概要

第88回 制度検討作業部会 資料4-3
(2024年1月31日)

		第1回	第2回	第3回	第4回
実施年度		2020	2021	2022	2023
実需給年度		2024	2025	2026	2027
約定総容量 (万kW)		16,769	16,534	16,271	16,745
エリアプライス (円/kW)	北海道	14,137	5,242	8,749	13,287
	東北		3,495	5,833	9,044
	東京			5,834	9,555
	中部			5,832	7,823
	北陸				7,638
	関西				
	中国				
	四国				
九州	5,242	8,748	11,457		
約定総額 (経過措置控除後) (億円)		15,987	5,140	8,504	13,140
総平均単価 (経過措置控除後) (円/kW)		9,534	3,109	5,226	7,847

(出典) 約定総容量、エリアプライス、約定総額 (経過措置控除後) については、電力広域的運営推進機関が公表している各オークションの約定結果
総平均単価 (経過措置控除後) については「約定総額 (経過措置控除後) ÷ 約定総容量」にて算出

燃料の長期相対契約が電気料金に与える影響について

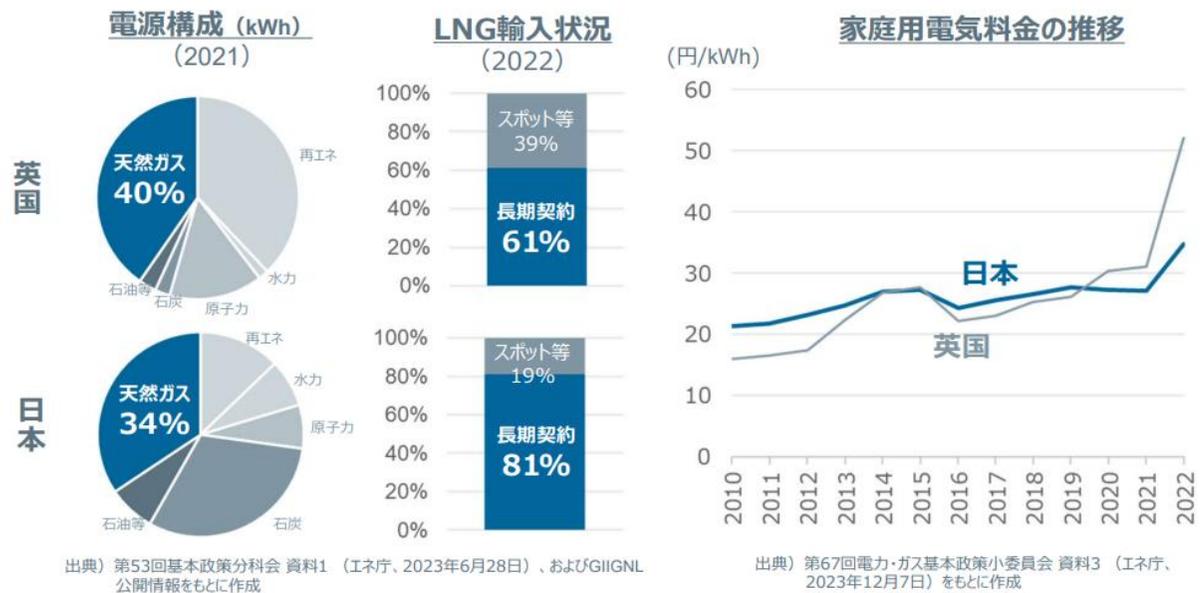
- 日本と英国では電源構成上、天然ガスが大きな比率を占めている。また、日本は英国と比べて、LNGの長期相対契約の量が多い。
- 2022年のロシアによるウクライナ侵略の影響を受けた電気料金の上昇に関し、電力システム改革検証における実務者ヒアリングでは、「日本においてはLNGの長期相対契約が価格の安定性に寄与したと考えることもできる」との意見もあった。

(出所) 第75回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 (2024年6月3日) 資料8から引用

1.2 LNG長期契約の重要性と現状

1.2.1 LNG長期契約の価格安定性

- 日本と英国では天然ガスが電源構成上大きな比率を占めているが、日本はLNG取引量全体に対する長期契約の比率が高い
- 2022年の燃料価格の高騰により電気料金は上昇したが、日本における価格上昇は相対的に抑制された



(参考) LNGの長期契約の意義

(出所) 第80回 電力・ガス基本政策小委員会
(2024年9月9日) 資料3から引用

- 我が国においては、国内に輸入されるLNGの8割程度が長期契約によって購入されていることから、スポット契約による調達と比較して、安定した価格で決められた量を購入することが可能。
- 常に長期契約による調達が安価な訳ではなく、市況によっては価格が逆転することもあることに留意しつつ、中長期間に亘って調達価格を安定させる最適なバランスの追求が必要。

(\$/MMBtu)

<2018年以降のLNG価格推移>

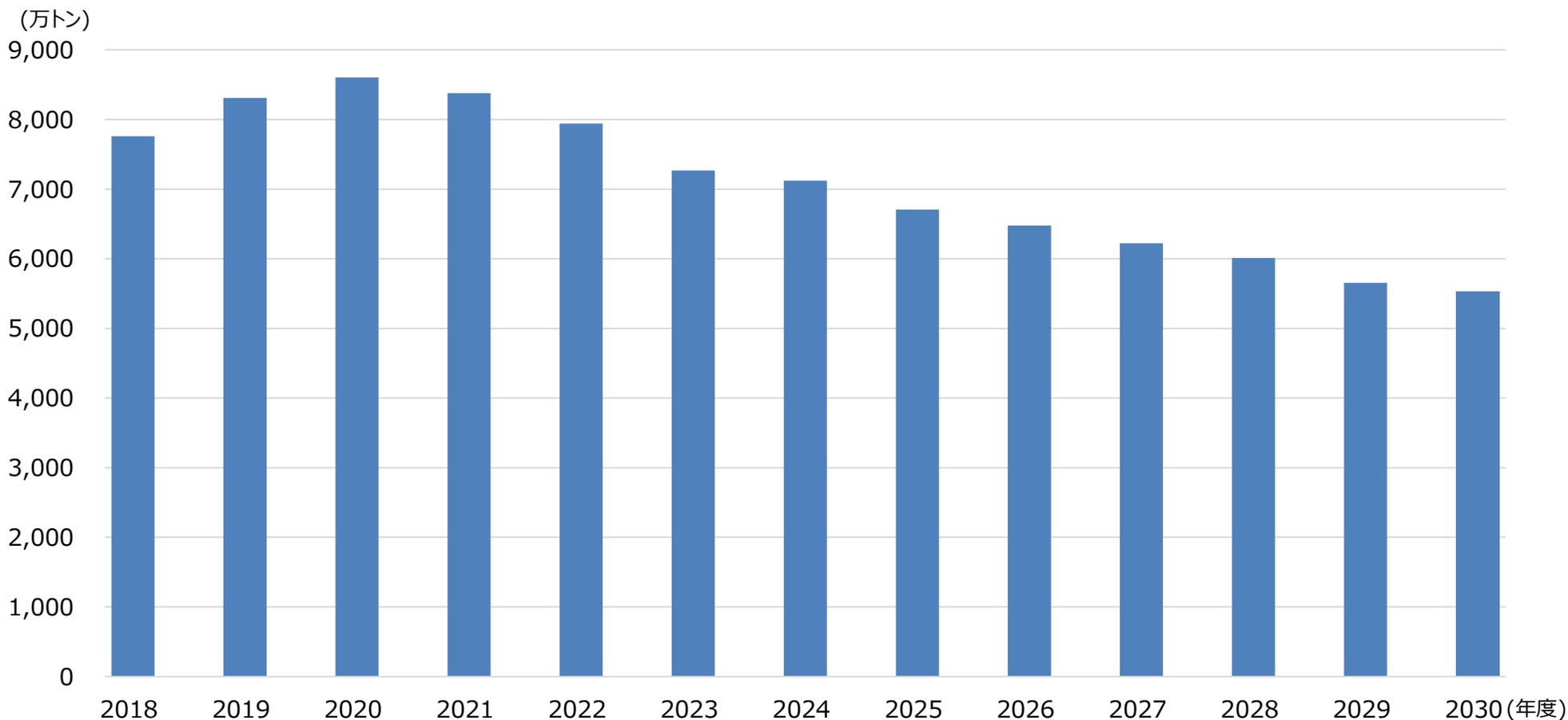


(参考) 日本企業のLNGの長期契約について (見通し)

(出所) 第55回 基本政策分科会
(2024年5月15日) 資料1から引用

- 日本企業が締結しているLNGの長期契約を中心としたターム契約は、仮に既存契約の更新や新規契約の締結がなされなければ、2020年度をピークに減少し続ける見通し。

LNGターム契約の実績・見通し (日本企業)



(出典) 令和4年度及び令和5年度JOGMEC仕向地条項等調査

(注釈) 上図はあくまで各年度の調査時点で把握した実績・見通しであり、調査後に行われた更新や新規の契約数量は含まれていない。本調査における「ターム契約」は、スポット取引(カーゴ毎の取引)を除く、短期・中期・長期の契約を指す。

追加データも踏まえた

電気料金の最大限の抑制・料金水準の検証のまとめ①

<電気料金の国際比較>

- 2000年から2010年にかけて、国際燃料価格が上昇する中で、日本は欧州等と比較すると、比較的電気料金の上昇幅は抑制されていたといえるのではないか。この要因としては、発電自由化による効率性の追求に加え、電源への新規投資が減少していたこと、化石燃料価格高騰の影響を受けない原子力発電の稼働率が高かったこと、などが挙げられるのではないか。
- 2010年代以降については、2016年の小売全面自由化の時期に関わらず、国際的な燃料価格の動向の影響も受けながら、電気料金は推移しており、諸外国と比較して電気料金の上昇幅が抑制されていたとまでは言えない状況にあるのではないか。この要因としては、原発が停止する中で火力発電への依存度が上昇したこと、電力需要量が大幅に減少したこと、などが挙げられるのではないか。
- 電気料金水準については、国際的な燃料価格、電源構成、電力需要量、さらには2012年度に導入された再エネ賦課金など様々な要因の変動の影響を受けることから、小売全面自由化の効果だけを取り出して、諸外国と比較して電気料金が低く抑えられていたとまでいうことは難しい。一方で、燃料輸入価格高騰時を除き、規制料金よりも自由料金が安価な水準で押さえられていたことや様々な料金メニューが提供されたことは事実であり、新たな料金体系の下で工夫がされていたことは評価できるのではないか。

追加データも踏まえた

電気料金の最大限の抑制・料金水準の検証のまとめ②

<発電投資への影響>

- 1995年以降、段階的に電力自由化が進められる中、2000年代前半にかけて電源の拡充工事は減少傾向が続いてきた。また、2010年代以降は、電力需要が大幅に減少する中で、電源の拡充工事は引き続き抑えられている状態が継続しているが、一方で、電源の改良工事は、原子力発電設備の安全対策工事の増加や火力発電設備の修繕投資の継続により、増加傾向にある。
- これらを踏まえれば、発電自由化以降、大手電力会社が、需要の伸びが緩やかになる中で電源投資の効率化を進めてきたこと、2010年代以降、電源の新規投資が抑えられ限られた供給力の中で、電源の広域融通などを行いながら電気を供給してきたことは、電力需要量の変化が要因の一つと考えられるものの、一連の電力システム改革の効果との見方もできるのではないか。
- 一方で、今後、DX・GXの進展により、需要の増加が見込まれ、脱炭素電源の大幅な拡充が求められる中では、効率性の追求だけでなく、電源の新規投資を増やしていくための方策も求められるのではないか。

1. 電力システム改革の進展等と電気料金の関係について
- 2. 経過措置料金の在り方について**
3. 内外無差別卸売の規律の在り方について

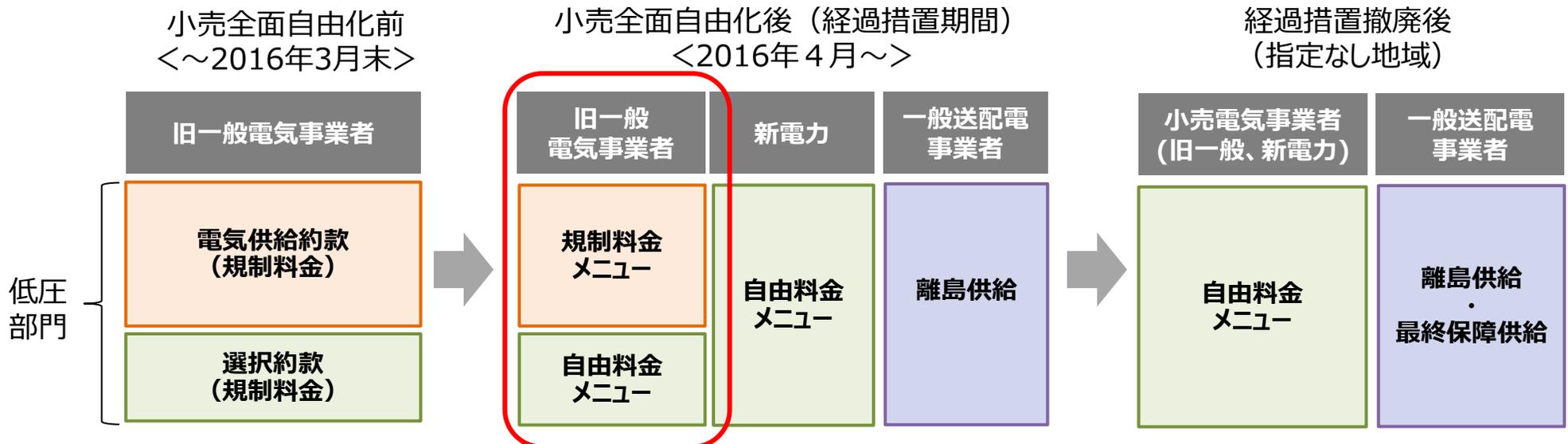
経過措置料金の現状と今後の検討課題について

- 経過措置料金は、電力システム改革専門委員会報告書において「小売参入の全面自由化後しばらくは、需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当」、「現在の一般電気事業者の小売部門に対しては、家庭など小口部門の需要家が規制料金で供給を受けられるよう義務付けることが適当」とされたことなどを踏まえ、**大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐ観点から措置**されたもの。
- 一方で、自由化以前の規制料金と同様に、三段階料金や燃料費調整制度等の料金体系が維持されることにより、特に燃料費の急騰等に伴う電気料金の上昇局面においては、**結果的に料金の変動速度や変動幅を抑制し、値上げ局面においてもその上昇幅を最大限に抑制する効果があったことも事実**ではないか。
- こうした効果は、必ずしも**経過措置料金を措置した際に意図したものではなく、事業者の負担の下に成立したものであるが、電気料金の公共性や国民生活への影響の大きさも踏まえれば、こうした効果も無視できない**のではないか。
- このため、将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の**関連する制度の検討状況を踏まえたうえで、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題**となるのではないか。
- さらに、現行の電気事業法においては、経過措置料金の廃止後の**最終保障供給については、高圧・特高部門と同様に一般送配電事業者が担う**こととされている。しかしながら、昨今の高圧・特高部門の最終保障供給の状況を踏まえれば、低圧部門においては、最終保障供給を受ける需要家が数十万～百万規模に及んだ場合等に、**一般送配電事業者が平時に備えたシステム等では実務的に対応が困難**となることも想定される。このため、**仮に経過措置料金の解除を行う場合には、例えば、一般送配電事業者が小売事業者等に対して最終保障供給に関する業務を委託等を可能とするものの要否など、実務的な課題についても精査が必要**となるのではないか。

(参考) 経過措置の概要 (料金規制の段階的撤廃)

- 2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされた。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、引き続き、規制料金 (特定小売供給約款料金) が存続されている。
- 経済産業大臣の指定が解除されると、その供給区域の大手電力は、自由料金メニューのみを提供することとなり、当該地域における低圧需要の最終保障供給は、地域の一般送配電事業者が担うこととなる。

第5回電力・ガス基本政策小委員会 (2017年10月24日) 資料5より抜粋



- 報告書においては、「小売参入の全面自由化後しばらくは、需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当」とされており、これを踏まえて経過措置料金が設定され、経過措置の解除基準については、2019年、監視等委等において議論がなされ、取りまとめられた。
- この基準に基づき、監視等委において、毎年競争状況の確認を行っているが、現時点で、**経過措置料金が解除が妥当な状況にあると評価された地域はなく、解除基準を踏まえた競争状況の確認を継続**していくことが必要と考えられる。
- 他方、本委員会におけるヒアリング等においては、**経過措置料金の存在自体が、競争の妨げになっているのではないかと指摘**もある。
- こうした経緯や現状も踏まえ、今般の検証においては、**これまで経過措置料金が果たしてきた役割や競争に与えた影響を確認**した上で、まずは、電気事業をめぐる環境変化や今後本委員会で検討する制度や市場に係る検討状況を踏まえた**経過措置料金の今日的な意義や役割を再整理**することが必要ではないか。
- また、これと併せて、将来的に**経過措置料金を解除する場合の課題**（例：低圧における最終保証供給の在り方等）や**当該課題の解決に向けた論点の整理を進める**必要があるのではないか。

(参考) 御意見概要

(令和6年9月26日 第81回電力・ガス基本政策小委員会)

- 小売事業の環境整備について、多様なプレイヤーが参入して競争が促進されるという一定の成果は得られたと評価。一方で資源価格が高騰した際の最終保障供給の急増の事案とか経過措置料金の撤廃が未実現であるといった点が今後対応すべき課題。国としては、市場の設計者として競争の促進と規制等を通じた電力の安価、安定供給のバランスの確保に努めていただきたい。
- 経過措置料金について、今現在で解除に至る状況ではないと理解。一方で現状、競争環境の歪みを引き起こしているのも事実だと思う。例えば、解除ということになると、時間軸としては長くかかるものではあるが、燃調の上限の話とか、料金改定の手続きとか、より短い時間軸で足元できることは検討すべきと思うので検討いただきたい。
- 小売の経過措置料金に関して、まず絶対にやらなければいけないのは、解除された後に消費者保護をどうするのか具体案が出てこない解除の決断をするのが、難しくなり、消費者が安心できない。そもそも解除したらどうなるのかという議論なしに、解除するかどうか議論すること自体がかなりおかしい。早急に、具体的な制度設計の議論をするべきだと思う。高圧や特別高圧に関して、電力価格が高騰した時に電力難民などという大業な言葉を使って騒いでいた人たちが同じものを低圧でもやるなんてはありえない。高圧、特別高圧にあるようなものをそのまま低圧に反映するのではなく、抜本的な見直しを考えるべきであり、合わせて高圧、特別高圧のことについても議論するのが正しいのではないか。経過措置料金規制に関して、独占が続いたとしても消費者の保護を維持し、自由化したことによって不利益にならないように配慮されたということだとすれば、当然独占が続いたとしても、改善されたであろう規制料金の姿に変えていくこと自体は経過措置料金規制を解除しなくてもすべきことだと思う。燃調の上限とかそういう議論は、そのレベルの議論ではないと思う。経過料金規制があることによって歪めているというのは、今の体系をそのままずっと維持することによる弊害なのか、経過措置料金規制があることの弊害なのかということはきちんと区別して議論すべき。
- 68ページの経過措置料金について、需要家保護的な観点があることもわかるけれど、最終保障約款というものが、高圧や特高でもルールとして存在するわけで、整理していくべき。低圧に同じようにしていいのかという話は難しいという意見もわかるが、なかなか話が進まない。まずは現行の解除基準がここまで自由化して何年も経って全く解除できる基準に到達する見通しが立たない以上、まずこれ自体を見直すべきだと思う。ただ、これが見直せないのであれば、燃調条件を撤廃するとか、最終保障約款的に扱うとして市場価格相当を反映させていくとか、少なくとも自由化した今、民間企業の財務を大きく圧迫するようなルールは見直すべき。そちらの方が制度設計的に手をつけやすいのであれば、少なくとも燃調上限撤廃に早急に取り組むべき。燃調上限を撤廃したら料金が高騰して需要家が苦しみではないかという視点であるならば、それは国が政治として何らか手当をすべきであり、民間企業に任せることではないと思う。これまで全く進展する気配がなかったので、なんとか今日の資料をキックにして次は具体的な提案が出てくることを期待したい。

(参考) 御意見概要

- 小売事業の環境整備について、71 ページに規制料金の解除指定に関わる条件が整っていない、解除できない理由として、いずれの区域にも競争者が少ない小売事業者の参入が少ないことが挙げられている。一方、事業者サイドからは規制料金が足かせになって自由な競争が阻まれているという意見もあり、矛盾した状況。規制料金は需要家保護という意義があるが、本来、需要家がさまざまな電源販売メニュー事業者との付き合い方などを比較検討して選べるのが本当の姿だと思う。ところが、大都市圏以外は小売業者が他におらず、選べない状況になっている。需要家、消費者から見ると、地域差による不利益が発生しているとも言える。解除に向けては小売事業者にとって参入しやすい環境を整えることが大きな課題かと思うけれども、ただ数を増やすわけではなく、安定的な経営を維持できる小売事業者を増やすことを考えていただきたい。39 ページ、46 ページにあるとおり、電源調達などの環境整備や、地方においては、地域に根ざして地域の方々と一体となって、まちづくりの核にもなるような、地域電力を支援することが必要。規制料金は本来、激変緩和のため需要が保護のためであったと思うけれども、規制料金ありきとなっている現在は、消費者側でも料金面での選択肢の一つとして存在しているようにも見える。本当に自由な競争関係が生まれるためには、規制料金ありきというよりも、解除後、小口需要家や消費者を守るセーフティネットを用意して、事業者を選択する際は、登録事業者の情報をすぐにアクセスして良い事業者を選べるようなことが前提かと思う。安心できる環境を整えることの検討が必要。
- 68 ページ目、経過措置料金について、基本的に撤廃するなり、燃調の上限を緩和したほうが全体の競争環境を歪めないという面で重要だと思う。一方でセーフティネットをどういう形で取るのがいいのかということも含めてこれから議論を深めていただきたい。

(参考) 御意見概要

(令和6年7月9日 第78回電力・ガス基本政策小委員会)

- (略) その中でちょっと申し上げたいのは、今後の改革の課題の3番目でございます。ヒアリングの中でも、市場の活性化と規制料金の撤廃について、事業者からの訴えがあったことが印象深く残っています。消費者保護の観点から、経過措置料金を撤廃することはどうなのかいつも考えてはおりますが、今後本当に必要なことならば、きちんと検討すべきかと思っております。それに当たっては、競争が十分になされた後、競争が十分であると認められれば、経過措置料金も撤廃できるわけですが、その競争が十分なされている状況だということを判断する基準といいますか、何を以てそういうふうと考えられるのかがわかりにくいと思っております。さきの資料でも、新電力のシェア参入者数というグラフはお示しいただいているのですが、さらに客観的に見て消費者側も納得できるようなもの、考え方をたらしたいと思っております。やはり今度課題を考える上では、経過措置料金をどうするかということも大変大きな問題かと思っております。
- (略) また、経過措置料金、原委員もおっしゃっていました。こちらについては、やはり今の市場のゆがみの一因になっている部分も否めないと思っておりますので、ぜひここは解除するのか、別の方法を取るのか、対応についてある程度きちんとした方向性を示していく必要があると思っております。

(参考) 御意見概要

(令和6年3月13日 第71回電力・ガス基本政策小委員会)

- (略) 全体としては、やはりその経過措置料金への問題というのは大きいかなと思っています。ここは解除できるのか、解除できないならどういうやり方があるか、あとは、市場価格の調整分の反映ができるかとか、審査の短期化とか、ここは国として真正面で議論するときに来ているのではないかと私は思いました。
- (略) 一つは、先ほど岩船委員からもお話がありました経過措置料金の点でございます。寄せられた意見の中では、やはり弊害のことを強く主張しており、今日プレゼンで登壇された方々からもご意見を頂戴いたしました。やはり弊害の面を小売事業者としては見ざるを得ないと思うのですが、その解決方法として、今までは経過措置の解除に向けて、判断基準に照らして今解除できる状況にあるかといった検討を定期的に行っていました。なかなかそこには到達しない、よって経過措置料金継続といったのが今までの議論だったと思います。これだけ弊害の話がとり上げられると、やはりもう少し踏み込んだ議論をということになるかと思えます。経過措置の解除となりますと、ルールを見直すのか、それが競争なき独占につながるかといった市場からの不信感、需要家からの不信感というのを招きかねないので、もう一つの方法、価格の柔軟な改定ですね。燃調の上限撤廃であるとか、コストが適時・適切に反映される仕組みですとか、そういったところをもう一つ踏み込んで検討するときに来たと実感いたしました。その際には、需要家・消費者の方々におけるご負担のことも考えて激変緩和の方策ですとか、コストの上昇時だけではなくて下降時の還元というのも同じ話がありますので、一方的ないいところ取りではないということも踏まえて検討すべきでしょうし、最終供給保障の話も、どうしてもセットで出てこざるを得ないと思っております。

(参考) 御意見概要

- (略) 次に、経過措置料金に関する意見が相次いだのですが、今後議論していくときには必ず二つのことは区別して、頭を整理していただきたい。まず一つ目は、仮にこの経過措置料金規制が続くとしても、そもそもこの経過措置料金規制は、ある意味で、全面自由化、低圧まで含めた全面自由化がなされるというときに、規制なき独占で、今までよりも著しく、今までの制度よりも著しく不利になることを防ぐという、ある意味で、アンカーとしての機能を果たすということを考えたのだと思います。そうだとすると、仮に、実際には全面自由化されたわけですが、全面自由化されず、低圧部門はずっと全部が規制料金が続いたとしても、もとの制度というのが、時代の変化に応じて不合理になってきたとすれば、当然、規制料金自体が変わった、仕組みが変わることはあったはずで、そうすると、仮に、自由化がなされなかったとしても、今までのものではなく、こう合理的に変えるべきだというようなことがあるのだとすれば、この経過措置料金規制に関しても、当然に、今までのものをずっと続けるのではなく、仮に地域独占が続いたとしても変えるべきだという具体的なものがあれば、それは対応して変えていくべきだし、それは経過措置料金を維持して消費者の利益を保護するという趣旨に反していないと思います。したがって、これについては今の経過措置料金が合理的かどうかということは考える余地はあると思います。とりわけ、状況の変化というのによって、いろんなボラティリティはすごく大きくなってきたというときに、今までと同じ上限の規制が本当に合理的なのか、あるいは、そもそも燃調のやり方というのは合理的なのかというのは、仮に規制が続いたとしても、全てが規制料金だったとしても、避けて通れなかった議論だと思いますので、この点については考える余地はあると思います。次に、仮に撤廃することがあったとしても、消費者にとっての最後のセーフガードというか、最後の駆け込み先は、高圧・特別高圧でも準備されているように、何らかの形を考えなければいけないと思います。一方で、電力難民という言葉が出てきたように、高圧・特別高圧の今の制度は、うまく機能していないことを認識したと思います。したがって、仮に現在の低圧の経過措置料金規制を撤廃したとしても、あれをまねしたものを作るのは論外だと思いますので、ちゃんとしたものを、どのみち考えるはず。そうすると、出口として、こういうものに切替え、仮に撤廃するとすると、こういうものに切替えていくという姿を早めに示して、それで、将来的にはこちらに移っていくことを消費者に時間をかけて説明することが必要になってくると思います。したがって、出口をどうするのかという議論をちゃんとしないで経過措置料金規制撤廃するなどということはあまりにも乱暴なので、それについて十分に準備ができて、その上で本当に経過措置料金規制撤廃が具体性を帯びてくると思います。その出口の議論をしなければいけないし、そのような姿がどんなものかいいのかは、私自身は繰り返し、繰り返しいろんな場で発言しているのでここではあえて繰り返しません、この議論が遅れていることも懸念します。
- (略) 一つは、経過措置料金の部分でたくさんご意見があって、これが競争をゆがめているんじゃないかということが大きな話があったと思いますが、ただ、いろいろお話を伺った中で、経過措置料金自体を撤廃してほしいというご意見と、もうちょっと経過措置料金は置いておいて、機動的に価格を反映できる、価格に反映できるような措置を取ってほしいというご意見と、2種類あったのかなという感じを持っています。このあたり、これからの検証の中で二つを切り分けながら、メリット・デメリット、両方あると思いますので、そこを深掘りしていくということが重要かなというふうに思いました。

(参考) 電気料金の経過措置に関する報告書 (2019年4月)

3. 経過措置の撤廃に関する諸課題について

(2) その他経過措置に関連する制度について

① 燃料費調整制度

(制度の概要)

燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的として1996年に導入された。その後、電力自由化が段階的に進められる中であっても、燃料価格や為替レートの変動を迅速かつ中立的に料金に反映する仕組みとして機能してきたが、2016年4月の小売全面自由化以降、多様な料金メニューの提供による新たな競争が進む一方、**料金比較の基準となる大手電力会社の経過措置料金に燃料費調整があるため、新電力各社は必ずしも自社の電源構成と整合しない、大手電力会社と同一の燃料費調整を料金メニューに適用することが一般化している。**

(略)

上記を踏まえると、**料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性(あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体)**であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられる。このため、経過措置が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましい。今後、燃料費調整の適用有無については、経過措置撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくことが適当と考えられる。

(略)

③ 最終保障供給制度

(略)

○ 最終保障供給料金メニュー

経過措置期間中においては、大手電力会社の特定小売供給約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が実質的に行われている。一方、**経過措置撤廃後は、一般送配電事業者の最終保障供給約款に基づいて最終保障供給が行われることとなる**ところ、前述のとおり、**この仕組みはあくまでセーフティネット**であり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、想定されていない。このため、最終保障供給約款の料金メニューについては、**①全ての需要家が供給を受けられること、②需要家が常時依存をしないよう、必要最低限の料金メニューであることを基本とし、**現在一般送配電事業者が作成している特別高圧・高圧の需要家に対する最終保障供給約款の料金メニューと同様に、**一般送配電事業者が、最終保障供給に要するコストや、エリアシェアが大きい小売電気事業者の料金メニュー等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定することが適当**と考えられる。その際、基本的には一般送配電事業者が自ら説明責任を果たして設定するものであるとしても、低圧分野については、その需要家に一般の消費者が含まれることも踏まえ、必要に応じて、不当な料金水準となっていないかその妥当性についてチェックしていく必要があると考えられる。

(参考) 電気事業法 (経過措置料金に関するもの)

電気事業法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第72号)

附 則

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域 (略) であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、**当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの (以下「指定旧供給区域」という。)**における一般の需要 (略) であって次に掲げるもの以外のもの (次条第二項において「特定需要」という。) に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給 (以下「特定小売供給」という。) を拒んではならない。

一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件 (附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。) であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 **経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。**

3～7 (略)

(みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、**特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

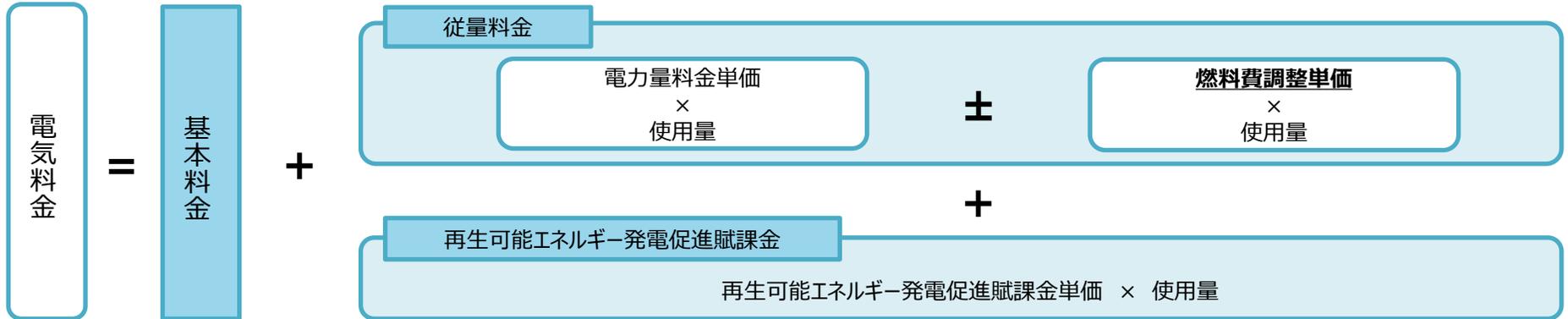
四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8 (略)

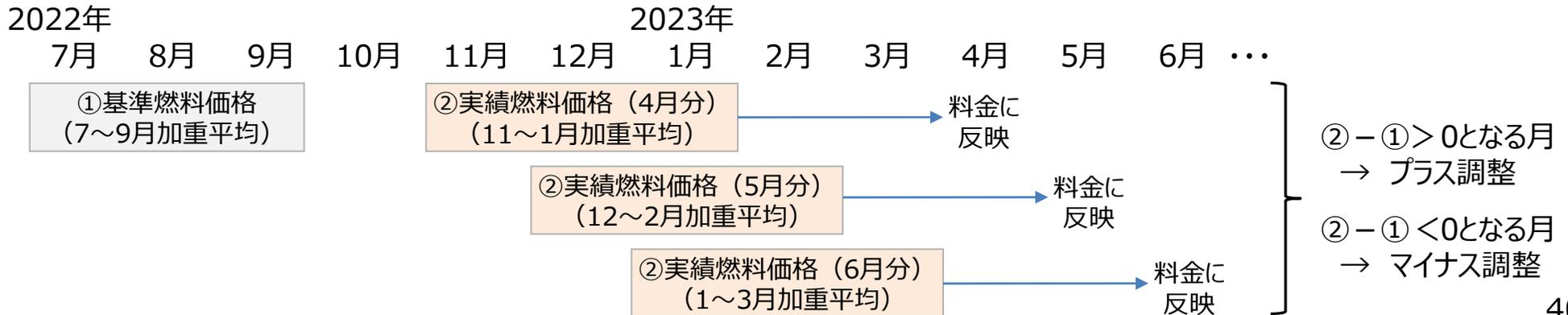
(参考) 経過措置料金に由来する制度 (燃料費調整制度)

- 燃料費調整制度は、原油・LNG・石炭の燃料価格 (為替を反映した円建ての日本着ベースの価格) の変動を、毎月の電気料金に反映する仕組み。
- ① 料金申請の直前3か月の貿易統計価格に基づいて算定した「基準燃料価格」と、② 各月の3～5か月前の貿易統計価格に基づいて算定した「実績燃料価格」の差を、燃料費調整単価に換算し、月々の電気料金に反映 (※ただし、規制料金では、反映可能な範囲に上限有り)。

【電気料金の構成】

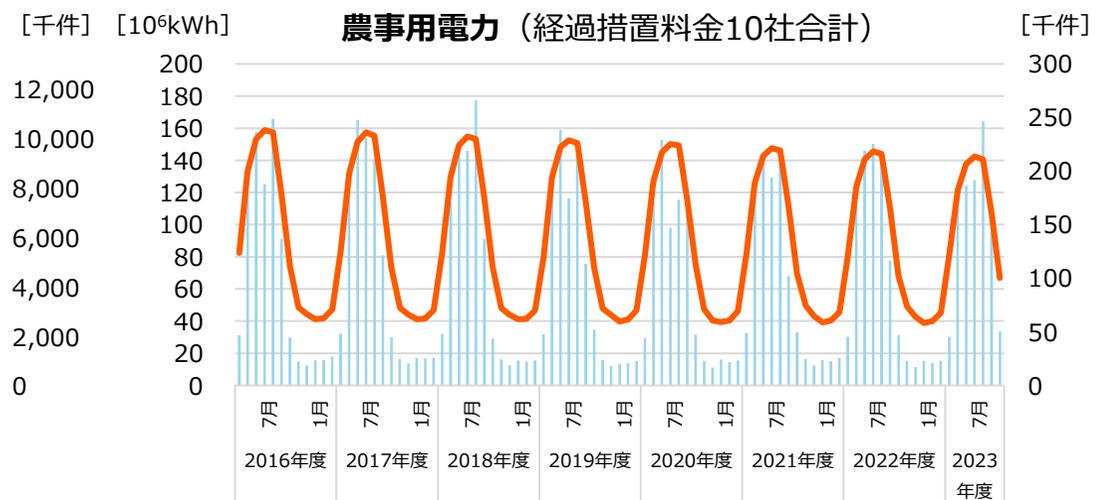
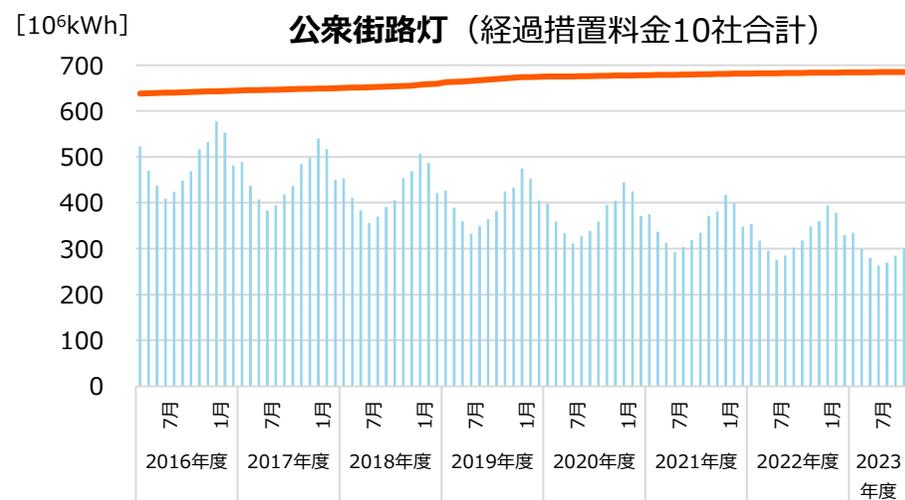


【燃料費調整の考え方】 (※「2022年11月申請、2023年4月料金改定」の場合)



(参考) 公衆街路灯向け・農事用電力向け料金

- **公衆街路灯向けの料金メニュー**は、一般道路、橋、公園等に**照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要**に適用され、1973年に初めて独立の契約種別として扱われるようになった。近年、公衆街路灯の契約口数は緩やかに増加している一方、エネルギー効率の高いLEDの普及等の影響により販売電力量は減少している。
- **農事用電力向けの料金メニュー**は、農事用のかんがい排水・脱穀調整・育苗栽培に用途を限定して動力を使用する需要に対して適用され、需要の季節性を反映し、**毎年需要期を限ってその使用が反復される**との特徴を有している。元となる料金メニューは戦前から存在しており、当時の水主火従・冬ピークの需給構造の中で、農事用かんがい排水等の需要期が主として豊水期の昼間オフピーク時に当たることから、余剰電力を有効利用できる新規需要として**比較的安価な料金設定**がなされた。その後、電源構成が水主火従から火主水従へと転換してからも、需要家への影響を考慮し、**料金は割安な水準**（低圧電力に対して、基本料金単価は約3～6割、従量料金単価は約1.5～4.5割程度割安）**にとどめおかれた**。

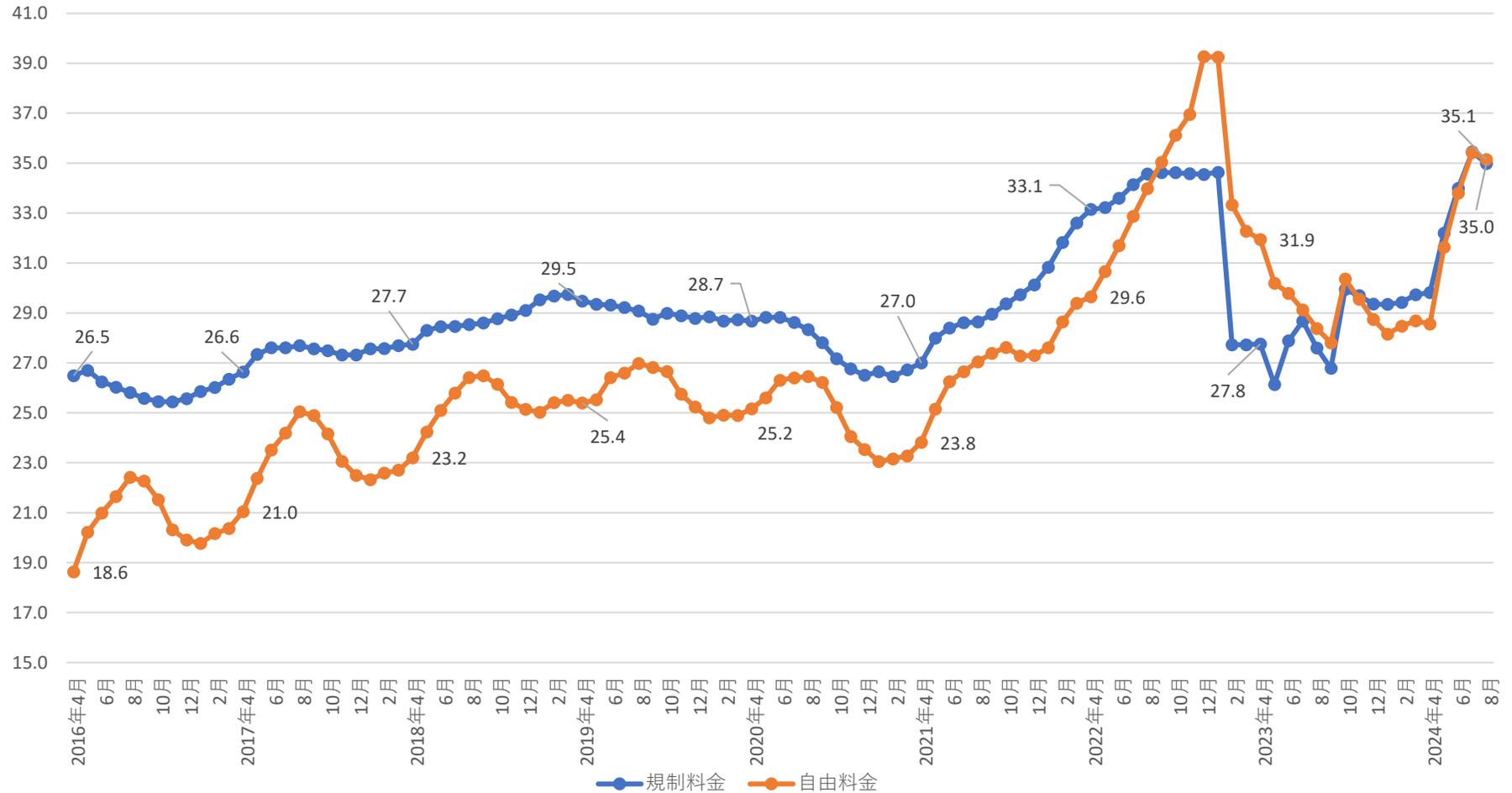


(出所) 発受電月報より資源エネルギー庁作成

(参考) 家庭用電気料金月別単価の推移

- 全面自由化以降、家庭用の電気料金の推移は以下のとおり。多くの期間において、**規制料金よりも自由料金の価格が低い状態**だったが、**2022年の燃料高騰時において逆転**が生じた。
- 2023年2月の値下がりには激変緩和負担軽減措置によるもの。

電気料金単価
(円/kWh)



※消費税、再エネ賦課金を含む。
※電力取引報における低圧（電灯）の販売電力量、販売額より算出。

(出所) 電力取引報等を基に作成

(令和6年12月25日時点)

(参考) 電力システム改革専門委員会報告書 (2013年2月)

Ⅱ. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

2. 小売料金の自由化

(略)

(1) 料金規制の段階的撤廃

これまで、小口部門には総括原価方式に基づく料金規制が課されており、自由な料金設定を行うことはできなかった。この料金規制の趣旨は、**適正な投資回収を保証する一方で独占的地位に乗じた不当な料金設定を防ぐもの**であったが、**小売参入の全面自由化、すなわち地域独占の撤廃に伴い、料金規制は原則として不要となる。**

需要家のニーズに応えた様々な料金メニューを提供することができるようにするためには、小売参入の全面自由化に併せ、一般電気事業者も小口部門において自由に料金を設定し、需要家が選択できるようにすることが適当と考えられる。ただし、小売参入の全面自由化後しばらくは、**需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当**である。なお、経過措置終了後においても、需要家保護のために最低限必要な制度として、3. で後述する最終保障サービスやユニバーサルサービス、事後規制としての需要家保護策は措置することが適当である。

(2) 経過措置期間における料金規制

(略)

需要家保護という観点からは、送配電部門の更なる中立化策等の各種制度が整備され、卸電力市場の活性化等の競争環境が整い、競争が実際に進展するまでは経過措置が維持される必要がある。したがって、経過措置の解除（一般電気事業者の小売料金 規制の撤廃）に当たっては、スマートメーターの導入や各種制度の整備、競争状況のレビューを行い、競争の進展を確認することが必要である。

3. 自由化に対応した需要家保護策等の整備

(略)

(1) 最終保障サービスの措置

(略)

自由化後は、小売事業者間の競争により顧客獲得の努力がなされ、料金は市場で決定されることが原則となり、**最終保障サービスは例外的な事態に対応するためのセーフティネットと位置付けられる。**

最終保障サービスの担い手としては、**小売供給であることから一定規模以上の小売事業者が担う**という考え方と、**規制分野であることから送配電事業者が担う**という考え方の二つが考えられる。この点については、自由競争が原則の小売分野において対等な競争条件を確保することで小売競争を促進するという観点を重視するとともに、実際に電力供給がなされることを最終的に担保するのは送配電事業者であるという電力の技術的側面を勘案し、**エリアの送配電事業者を担い手とする。**(略)

(3) その他の需要家保護措置

小売全面自由化により料金規制が撤廃されるため、消費者は多種多様な事業者や料金メニューから選択することが可能となる一方、内容を十分理解せずに高額な料金で契約を締結するといった事態も考えられる。こうした事態が生じないよう、料金等の供給条件について消費者への説明を行うことを義務付けるといった、**消費者保護の観点からの行為規制を小売事業者に課す**ことが考えられる。(略)

(参考) 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ (2019年4月23日)

第1部 経済産業大臣への意見回答案

(1) 指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準について

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号。以下「改正法」という。)附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準については、下記の通りとすることが適当である。

(略)

第2 改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことにより、改正法第1条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第6条第2項第3号の供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、(1)に掲げる事項に関する判断に当たっては、小売電気事業者の切替え(以下「スイッチング」という。)等に関する電気の使用者の認識度を調査したアンケートの結果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、(2)に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、(3)に掲げる事項に関する判断に当たっては、(2)に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

- (1) 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。
- (2) 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。
- (3) 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認結果について (案)

- 現在、電力・ガス基本政策小委員会において経過措置料金の在り方を含む電力システム改革の検証が進められていることを踏まえ、現行の解除基準に基づいて競争状況の確認を実施。
- ①消費者の状況については、自由化に関する認知度は全国で高い水準となっており、すべての区域においてスイッチングも進展していることから、いずれの区域においても一定の充足が認められるのではないか。
- ②競争圧力については、有力で独立した競争者が1者存在する区域は複数あるものの、2者以上存在する区域はないことから、いずれの区域においても十分とは認められないのではないか。
- ③競争的環境の持続性については、旧一般電気事業者による内外無差別な卸売の取組について、北海道、北陸、関西、中国、四国、沖縄エリアにおいては一定の充足が認められる一方、東北、東京、中部、九州※エリアにおいては十分とは認められないのではないか。
※九州エリアは、24年度秋期を目途に、内外無差別な卸売について再度確認、評価を行う予定。
- こうした状況に鑑みて総合的に判断すると、現時点においては、いずれの区域においても、解除基準を満たしていないと考えられるのではないか。

(参考) 監視等委における競争状況の確認

解除基準にかかる状況② (競争圧力)

- 2024年3月時点で、**シェア5%以上の競争者が存在する区域は北海道・東京・中部・関西・沖縄の5区域**となっている（前年同期比で増減なし）ものの、シェア5%以上の競争者が2者以上存在する区域はまだ無い。

エリア別シェアランキング (低圧電灯：契約口数ベース) 2024年3月時点

(北海道エリア)

北海道電力株式会社	80.7%
北海道瓦斯株式会社	6.3%
SBパワー株式会社	2.1%
auエネルギー&ライフ株式会社	1.8%

(中部エリア)

中部電力ミライズ株式会社	80.6%
東邦ガス株式会社	5.8%
SBパワー株式会社	2.7%
auエネルギー&ライフ株式会社	1.0%

(中国エリア)

中国電力株式会社	88.8%
SBパワー株式会社	2.1%
大和ハウス工業株式会社	0.9%
ENEOS株式会社	0.8%

(沖縄エリア)

沖縄電力株式会社	88.4%
株式会社沖縄ガスニューパワー	7.1%
SBパワー株式会社	2.5%
株式会社ハルエネ	1.1%

(東北エリア)

東北電力株式会社	86.9%
auエネルギー&ライフ株式会社	2.7%
SBパワー株式会社	1.6%
株式会社PinT	0.8%

(北陸エリア)

北陸電力株式会社	93.9%
株式会社PinT	0.9%
大和ハウス工業株式会社	0.7%
株式会社ハルエネ	0.6%

(四国エリア)

四国電力	88.2%
auエネルギー&ライフ株式会社	2.7%
SBパワー株式会社	1.4%
株式会社PinT	0.9%

(東京エリア)

東京電力エナジーパートナー株式会社	68.5%
東京ガス株式会社	11.5%
SBパワー株式会社	2.2%
ENEOS株式会社	1.9%

(関西エリア)

関西電力株式会社	74.4%
大阪瓦斯株式会社	12.6%
SBパワー株式会社	1.8%
株式会社ジェイコムウエスト	1.5%

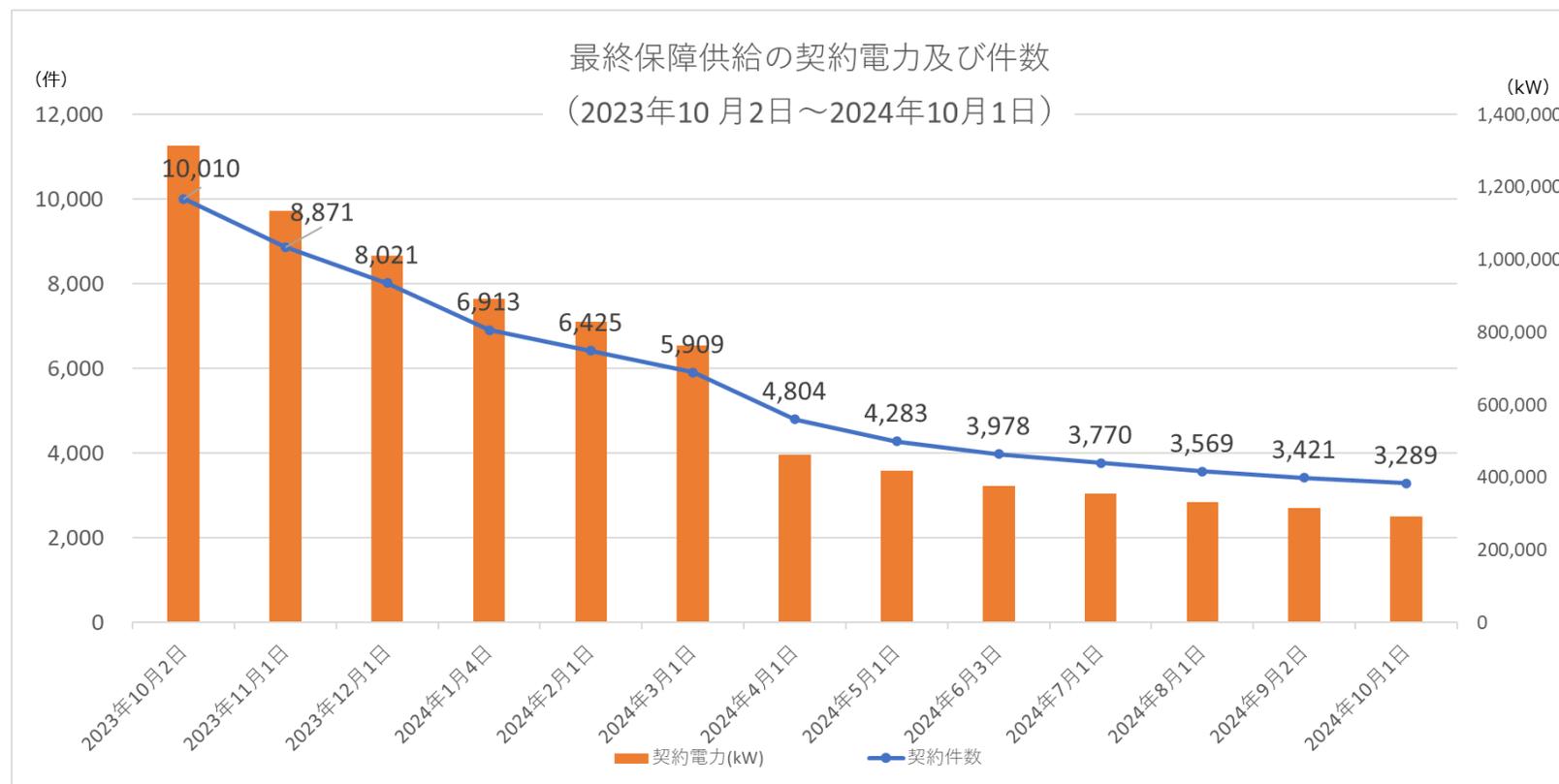
(九州エリア)

九州電力株式会社	85.4%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.2%
西部瓦斯株式会社	1.7%
株式会社PinT	0.9%

(出所) 電力取引報

(参考) 最終保障供給について

- 一般送配電事業者が行っている最終保障供給は、すべての需要家が電気の供給を受けられることを制度的に担保するためのセーフティネットという位置づけ。
- 電気が国民生活や経済活動に必要不可欠な財であることを踏まえ、料金その他供給条件について、どの小売電気事業者とも交渉が整わなかった需要家への電気の供給を保障するための措置を講ずることが必要であるという考えから設けられた。



(出典) 各一般送配電事業者に聴取した契約済件数を基に電力・ガス取引監視等委員会作成

(参考) 最終保障供給の担い手に関する過去の議論

- 電力システム改革専門委員会における議論では、小売電気事業者間のイコールフットイング等の観点から、最終保障供給及びユニバーサルサービス（離島等供給）については、送配電事業者が担うこととなった。

小売電気事業者、送配電事業者が担う場合のメリット・デメリット

11

	経済産業大臣が指定する小売電気事業者	エリアの送配電事業者
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 最終保障供給、ユニバーサルサービスは双方ともに「小売行為」であることから、小売電気事業者が最終保障供給等に係る義務を担うとの整理も自然。 小売全面自由化直後は、事実上、従来と同じ事業者が供給を行うため、需要家の安心感が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 小売全面自由化後、各種義務を負う主体は送配電事業者であることから、送配電事業者が最終保障供給等に係る義務を担うとの整理も自然。 送配電分野は非競争分野であるため、送配電事業者が最終保障供給等に係る義務を負ったとしても、競争分野（小売・発電分野）におけるイコールフットイングの確保が可能 送配電事業者は投資回収が保証されており、安定的なセーフティーネットとして機能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 自由競争分野である小売分野で、特定の事業者にのみ特殊な義務を課すことは、イコールフットイング確保の観点から問題 小売全面自由化後はエリア概念が残らないはずの小売分野にエリア概念が存続 指定された小売電気事業者が倒産した場合、セーフティーネットが一時的に機能しないおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業者の業務範囲が無制限に拡大しないか、という懸念（そもそも送配電事業者が系統運用業務ではない最終保障供給等に係る業務を行うことの是非）

- ✓ 自由競争分野におけるイコールフットイングを確保し、小売電気事業者間の競争を促進する観点から、エリアの送配電事業者に担わせることとしてはどうか。
- ✓ 送配電事業者の業務範囲が無制限に拡大しないよう、何らかの措置が必要ではないか。

(参考) 電気事業法 (最終保障供給)

○電気事業法 (昭和39年法律第170号) (抄)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業 (発電事業に該当する部分を除く。) をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業 (発電事業に該当する部分を除く。) を含むものとする。

イ その供給区域 (離島 (その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。□及び第21条第3項第1号において単に「離島」という。) を除く。) における一般の需要 (小売電気事業者又は登録特定送配電事業者 (第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。) から小売供給を受けているものを除く。□において同じ。) に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給 (以下「最終保障供給」という。)

□ (略)

六～十八 (略)

2～3 (略)

1. 電力システム改革の進展等と電気料金の関係について
2. 経過措置料金の在り方について
3. **内外無差別卸売の規律の在り方について**

内外無差別卸売の規律の在り方について～本日御議論いただきたい論点～

- 1月20日の本小委において、GX産業立地の推進や発電・小売事業者の創意工夫といった「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」の両立を前提に、内外無差別な卸売（（1）社内外取引の無差別、（2）卸取引における条件解除）の規律の在り方について御議論いただいたところ。
- 今般、事務局として（2）卸取引における条件解除の考え方を検討したため、御意見をいただきたい。

(参考) 前回 (11月20日) の本小委における議論

(出所) 第83回電力・ガス政策小委員会
(2024年11月20日) 資料6より抜粋

①内外無差別卸売の規律の在り方について ～本日まで議論いただきたい論点①～

- 国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化など、電力システムを取り巻く経済社会環境が変化する中で、
 - ・GX産業立地の推進
 - ・脱炭素ニーズなど需要家が望む商品の設計 (= 発電・小売事業者の創意工夫)
 - ・脱炭素電源の確保に向けた投資の推進
 - ・地域電源の活用による地方創生の推進など、新たな課題・ニーズが認識されてきている。
- これらの新たな課題・ニーズへの対応に当たって、(1) 社内外取引の無差別、(2) 卸取引における条件解除を維持することでどのような課題が生じると考えられるか。
- 一方、引き続き、「小売市場における競争の促進」が求められる中、(1) 社内外取引の無差別、(2) 卸取引における条件解除を見直すことでどのような課題が生じうるか。
 - 維持することで生じうる課題 (例)
 - ・ 発電事業者が、小売電気事業者や需要家の多様なニーズを踏まえつつ、創意工夫をしながらオーダーメイドで商品を開発する自由度が損なわれるおそれ
 - ・ 新規立地されるDC等への小売販売を前提とした卸売が困難
 - 解除することで生じうる課題 (例)
 - ・ 電源アクセス環境が過度に限定された場合、新たに参入した小売電気事業者やエリア外での小売販売を展開する小売電気事業者にとって、小売市場における競争環境が制限されるおそれ

(参考) 前回 (11月20日) の本小委における議論

(出所) 第83回電力・ガス政策小委員会
(2024年11月20日) 資料6より抜粋

①内外無差別卸売の規律の在り方について ～本日ご議論いただきたい論点②～

- 「新たな課題・ニーズへの対応」、「小売市場における競争の促進」という2つの目的の両立を前提とした場合、(1)「社内外取引の無差別」、(2)「卸取引における条件解除」についてどのような規律の在り方が考えられるか。

(1)「社内外取引の無差別」について

- 小売市場における競争的環境の持続的な確保のために、電源アクセスに関する「機会の均等」を実現するべく導入された「社内外取引の無差別」を見直すことは適切か。
- 「社内外取引の無差別」を解除するためにはどのような要件が求められるか。
※本来は、市場支配力を有し、かつ、他の事業者の競争を阻害する行動以外は認められるべきであると考えられる。

(2)「卸取引における条件解除」について

- 「卸取引における条件解除」は、内外無差別という観点からのみは必ずしも問題になるわけではなく、より競争を促進するという観点・価値と、それ以外の観点・価値の比較衡量を前提として導入された経緯を踏まえた見直しの余地があるのではないか。
- 具体的には、2つの目的の両立を前提に、(i) 引き続き段階的な解除を求めるべき条件や、(ii) 引き続き段階的な条件解除を求めるべき卸取引量について、検討を進めていくのはどうか。

(参考) 前回 (11月20日) の本小委における委員発言

- 内外無差別については、もともと自由化以前からある一定程度償却の進んだ設備について、安価な電気が得られるといったところへアクセス機会を均等に設けることで競争環境を整備していくという観点で、内外無差別というのが、もともとスタートの時点では、そういった考え方もあったかと考えている。ただ、最近では再エネ電源の投資だとか、需要家と発電事業者が一体となった電源開発、そこを小売事業者が仲介するケースがあると聞いているし、データセンターなど、特定目的、特定需要のために地方に建設するようなケースというのものもあるかと思うので、こういったものも含めて全て等しく内外無差別の対象とするのか検討するのは非常に合理的。一方で、範囲をきちんと分けて考える、公平な競争環境を維持していくということも必要。ある程度対象を明確化した上で今後議論を進めていくべきではないか。
- 内外無差別というのは、もともとは内と外で違う条件で売ってはいけないという考え方だったわけで、内と外で同じ条件をつけることを仮にしたとしても、条件をつけるのはよくないから、それもいけないなどということには言わないわけで、条件をつけることを一般に言われているわけではない。それは、もともと内外無差別の観点から契約を精査したときに、何だかとても奇妙な条項というのが入っていると。それは二つの観点で、一つは、実質的に言うと、それは自社の小売部門を優遇していないように見せながら、実際には優遇しているのではないか。例えば、エリアでしか売る気のない旧一般電気事業者というのが仮にいたとして、エリア制限条項というのをつけたとしても、旧一般電気事業者の小売部門にとっては何の影響もないけれど、全国展開をしようとしている小売事業者にとってはとても使いにくいというようなことがあったときに、なぜそんなものをつけなければいけないのかという合理的な説明がないという判断をした結果として、これがよくないとしただけ。つまり個別でそういうことをしている。あるいは、ある種のカルテルというのを促進しかなれないというようなものを限定的に否定したというのにすぎない(中略)。事業者あるいは需要家から、こういう条項というのは大丈夫ですよという議論が出てくれば、当然表の場でちゃんと議論して、問題ないという整理になるはず。それは、内外無差別ということと本質的に関連しているのではないのではないか。少なくとも内外無差別という発想を修正するという発想ではなく、これは問題がないということをもっといろいろな有益な条項に関して問題がないということをはっきりさせるべきだというような議論だとすれば、とても理解しやすい。
- 内外無差別について、脱炭素化の流れの中で需要家のニーズが足元で変わってきたということがあるのだと思うが、小売の競争の促進というのは当然のことながら配慮すべき。内外無差別について事務局から二つの視点が示されたが、内外無差別というものは堅持していくということというのは重要。他方で、こうしたものを監視するための理由で画一的なルールとか、あるいは制度を適用しているところが、恐らく問題の一因になっているのではないか。そういう意味では、事務局から示された2点目の卸取引における条件というものについて、しっかり精査するところが重要なのではないか。また、内外の取引が差別的でないことを前提にして、少なくとも、まず第一歩として一定量については発電側が条件設定を自由にできるというようなところも必要な局面にあるのではないか。この一定量というのがどういふふう考えられるのかということというのは、論理的に考えても容易ではないと思うが、例えば5割とか、そうした考え方から始めて、評価しながら進めていくということをやってみるのはあり得るのではないか。

内外無差別卸売の規律の在り方について～現状の考え方～

- 現状では旧一般電気事業者及びJERAに対して、
(1) 社内外取引の無差別
(2) 諸条件（エリア外への供給制限、転売禁止、購入(応札)可能量の制限）の解除
を求めている。
- その他の条件設定は明示的には禁止されていないが、監視等委が公表している「内外無差別の項目別評価方針について」に基づく事後確認の中で、内外無差別な卸売が担保されているか否か評価されている。

卸取引における条件解除の考え方

- 社内外取引の無差別の維持を前提とした上で、条件解除の考え方として以下の2案が考えられるのではないか。

【案1】

- 社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の全量について、エリア制限などの条件を付与することを認める。
- 付与された条件が社内外取引の無差別に反するなど、小売市場の競争条件を著しく歪めていないかどうかは、事後的に確認（※1）する。

【案2】

- 社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割まで（※2））について、エリア制限などの条件を付与することを認める。
- 付与された条件が社内外取引の無差別に反するなど、小売市場の競争条件を著しく歪めていないかどうかは、事後的に確認する。

（※1）事前確認も考えられるが、実務の観点からは困難か。また事前確認した場合、監視に対応するため、画一的・定型的な商品しか生まれない可能性が高いか。また原則として市場支配力を有し、かつ、他の事業者の競争を阻害する行動以外は認められるべきであることを踏まえれば、事前確認は不適切ではないか。

（※2）競争が歪められない事が確認されれば、割合を増やしていくことも検討する。

卸取引における条件解除の考え方

- 本来、市場支配力を有する事業者における他の事業者の競争を阻害する行動以外は、原則として認められるべきものである。
- また、「内外無差別の項目別評価方針について」において、社内外取引の無差別に反していないか否か事後的に確認することとされている。
- 上記を踏まえると、社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、【案1】は認められるべき考え方であると整理できるのではないか。
- しかし、現状では卸取引の全量について諸条件（エリア外への供給制限、転売禁止、購入（応札）可能量の制限）の解除を求めていることからすれば、【案1】は考え方の大きな変更となる。
- また、【案1】の結果、卸取引の全量について条件が付与され、それが社内外取引の無差別に反することが事後的な確認によって仮に判明した場合、（事後監視により改善を求めることはできるが）その時点での競争環境を大きく歪めるおそれがあると考えられる。

卸取引における条件解除の考え方

- こうした懸念を踏まえ、まずは【案2】を採用することとしてはどうか。
- また、社内外取引の無差別性を担保するため、付与された条件が社内外取引の無差別に反していないか否かは、引き続き事後的に確認することとし、必要に応じて「内外無差別の項目別評価方針について」を見直すこととしてはどうか。

卸取引における条件解除の考え方を踏まえた今後の事後確認等の方向性

- 案2の考え方を採用した場合、「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」という2つの目的の両立を前提に事後確認の在り方や評価方針について見直しが必要となるのではないか。このため、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価を所掌する電力・ガス取引監視等委員会に改めて検討していただく必要がある。
- 具体的には、少なくとも、以下のような事項について検討が必要と考えられる。

＜検討事項（例）＞

- 「条件設定」に関する事項と、「手続き」に関する事項を明確に区分する。
- 「条件設定」については、以下の①・②のように社内外取引の無差別に与える影響度合いを勘案して区分する。
 - ① 条件を付すことをもって直ちに社内外取引の無差別を損なうもの
 - ② 条件を付すことだけでは必ずしも社内外取引の無差別を損なうわけではないが、過度な条件を付すことで社内外の無差別性を損なう可能性があるもの
(例：転売禁止条件、エリア需要での上限設定、エリア内限定販売条項 等)
- ②の場合には、条件を付していることをもって直ちに内外無差別の観点から不適切だと判断するのではなく、影響度合いに応じた対応を取る。